２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	基礎法学	科　目	東洋法史論	担当教員	松田恵美子

サブタイトル

東洋社会に生きる「人」の研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

特になし

授業の概要と目的

この授業は、東洋社会及びその社会における法について分析する文献を読み、各人が自由に意見を述べあう中で、自己の視点を確立していくことを目的とする。

到達目標

ゼミ生一人一人が自分自身の視点を作り上げ、その視点に基づいてこの世に起きる様々な出来事の分析ができるようになること。

授業計画

上記目的に達するために、まず東洋社会の特徴をいろいろな視角から述べる文献を読み、次に法に関係する文献を読むものとする。いずれの場合も、文献は新書から選び、適宜指示する。
毎回の授業では、担当者に担当箇所の内容について報告してもらい、その後で全員で議論を行う。
このような形で十分議論することを経験したうえで、最後に各人が選択したテーマでレポートを書くこととする。この書き方については授業中に説明する予定である。

成績評価方法および評価基準

出席状況、担当報告、レポート内容、もし何か課題を課すことがあればそれも含めて総合的に評価する

研究中のテーマ

東洋の伝統的な社会における法の特徴を分析することを通じて、現代社会を見ること。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

積極的に議論に参加すること

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

専門演習Ⅱを開講していないこと、念のために伝えておく

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				適宜指示する
参考文献				

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	基礎法学	科　目	日本法制史	担当教員	代田　清嗣

サブタイトル

社会・文化と法の歴史

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

日本法制史を単位取得済みであるか、本演習と並行して履修していることが望ましい。
また、高校レベルの古典（古文・漢文）の知識が要求される。

授業の概要と目的

【概要】
各回は、担当者による報告と受講生全体での質疑応答から構成される。
前期はおもに法制史に関する文献報告を行い、後期は個人研究テーマに関する報告を行う。
研究テーマは、専門演習2（4年次）でゼミ論文としての完成を目指す。

【目的】
1．日本の法の歴史に関する詳細な知識を得る。
2．憲・民・刑などの実定法とも、また文学部的な歴史学とも違う、法制史的なものごとの見方・考え方を学ぶ。
3．情報を収集検討し、自身の見解を他者に説明するための能力を身につける。

到達目標

1．法制史料・文献などの情報を収集・理解できるようになる。
2．それらの情報を分析して得られた知見を、他者に効果的に説明できるようになる。
3．法の歴史を、社会・文化の歴史と関連づけながら考えることができるようになる。

授業計画

【前期】
最初の数回は、ゼミを進める上での基本的な知識・技術（文献の探し方・報告の勧め方など）を、教員から説明する。
その後、1人ずつに報告文献を割り当て、毎週1～2人ずつ報告してもらう。
【後期】
各自が興味のあるテーマについて調査・研究を進め、その成果を順次報告してもらう。
※ 月に1～2回、文献報告のお休み回を設け、教員から史料などを供覧する。
また、受講者の希望に応じて、映像資料の鑑賞、古文書の解読指導なども行う。

成績評価方法および評価基準

演習への積極的な参加40%、報告内容60%（前期後期各30%）で評価する。

研究中のテーマ

江戸時代（徳川幕府）の刑法理論を、当時の身分制と関連付けながら研究している。
江戸時代には身分が社会の中で重要な位置を占めており、刑法の適用もまた身分の上下と密接に関連していた。
現代の法理論ではうまく説明できない徳川幕府の刑法を、当時の考え方にそって解明することが、基本的な研究テーマである。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント
志望理由書と面接の内容により選考します。
面接では、研究してみたいテーマについて質問しますので、事前に考えておいてください。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など
日本法制史の二本柱である、日本史および法学に関する基礎知識はしっかり勉強してください。
教室を出ての活動（歴史的建造物の見学）なども、リクエストがあれば実施します。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				適宜指示する
参考文献				適宜指示する

現履修生からのコメント

フリーフォームを参照のこと。

【演習風景等（フリーフォーム）】

これまでの個人研究テーマ

・律令法の中の呪詛犯罪
・古代東北と律令制
・中世の女性の地位
・尾張地方のキリシタン禁教令
・日本刀と近世封建制
・陰陽道と律令制の変化
・『源氏物語』にみる法と政治
・戦国大名の方と統治
・百姓一揆の中の「悪党」
・大正時代の陪審制

など

研究テーマは、法の歴史に関することであれば、時代や地域を問いません。
自分の好きな歴史上の出来事や物事を、法の側面から掘り下げることができます。

現履修生のコメント

ゼミに入る前は、勉強についていけるか不安でしたが、法制史研究を通して時代背景を知ることで昔の人々の問題や価値観、社会の仕組みを理解する楽しさを知り、日本法制史の魅力に気づきました。

代田先生の密な指導と個別のサポートが得られ、自分の興味を追求できるため、モチベーションも高まります。歴史好きには特におすすめのゼミです。

このゼミで得た知識と経験は大きな力になると思います。皆さんもぜひ参加してみてください！

ゼミ見学・相談会を実施します

ゼ ミ 見 学：10月3日（火）1限 @S-409（入退室自由）
ゼミ相談会：10月3日（火）14:40 ～ 17:00
10月4日（水）12:30 ～ 14:40

ゼミに関する質問はWebClassのメッセージまたは教員のメールへ
WebClassメッセージの宛先：sshirota
メールアドレス：sshirota#meijo-u.ac.jp（#を@に変えてください）

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	基礎法学	科　目	西洋法制史	担当教員	西村貴裕

サブタイトル

法制度の成立と発展

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

「西洋法制史」の講義を、本演習と並行して必ず履修してください。

授業の概要と目的

【概要】
・西洋法制史の基礎的な文献を講読する。
・上と並行して、各自が関心をもつテーマについての調査・報告をしてもらう（テーマは法制度の歴史にかかわるものであれば、地域や分野を問わない）。
・上は基本方針であるが、必ずしもこれにとらわれず、受講者と適宜相談しながら内容や進め方を決めていく。

【目的】
・文献講読と報告を通して法制度を歴史の側面から考え、視野を広げる。
・情報を収集・調査・分析する能力、プレゼンテーションの能力、議論や説得の能力など、どの世界においても必須の資質を涵養する。

到達目標

１．法制度を、その成立や発展という歴史的側面から考察することができるようになる。
２．読む力の向上、情報を収集・調査・分析する力の向上、プレゼンテーションや議論の能力の向上。

授業計画

授業開始当初は文献購読をメインとするが、適宜、参加者による調査報告を取り入れていく。
概要の部分にも記したように、受講者と適宜相談しながら内容・進め方を決めていく。

成績評価方法および評価基準

積極的な参加４０%、報告６０%。ただし、所定の報告を一回も行わなかった場合、欠席が目立つ場合には欠格。

研究中のテーマ

自然保護制度の成立・発展についての日独比較。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

西洋法制史の講義が3年次配当であるため、何をするのかイメージがほとんどつかめないと思います。西洋法制史講義のシラバスを眺めてみてください。それで「なんとなく面白そうだ」と思えたら、各次募集の締切（第一次は10月23日）までに、私の研究室(10号館820号室）に一度話をしにきてください。ゼミ選択の参考にしてもらうための「面談・相談」を行います。来室の時間を決めるため、nishimu@meijo-u.ac.jpに連絡をください。来室は一人でも複数人同時でもかまいません。募集締切後の面接は行いません。選考の必要がある場合は、書類のほか面談の内容を勘案します。面談に訪れない人の受講は認めません。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

関心を持てる授業（どのような科目でも）には真面目に出ておいてください。上に記したように、西洋法制史の講義を前期に並行して受講してください。世界史を高校でとっていなくても構いません。行事などについても、受講者の希望に合わせて相談しながら決めていきます。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				適宜指示する
参考文献				適宜指示する

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	基礎法学	科　目	法哲学	担当教員	見崎　史拓

サブタイトル

自分流の法哲学を見つけよう

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

演習は、教員ではなく学生が主体となるものであり、積極的な参加が要求される。

授業の概要と目的

法哲学における基礎文献を購読すると共に、自身の法哲学上の関心を明確化させ、その関心に沿ったゼミレポートの作成を目指す。なお、授業計画上に記載してある参考文献は仮のものであり、参加者と相談し変更することもある。

到達目標

⑴法哲学の基本的知見について概説することができる。
⑵自身独自の法哲学的視点を示すことができる 。

授業計画

前半では、各人が興味を持ったトピックに関連する文献を購読し、討論する。
後半では、各人が具体的なテーマを設定し、レポート執筆に向け、研究報告を実施する。

成績評価方法および評価基準

授業参加度（ディスカッションにおける発言など）40%、報告・レポート内容60%による。

研究中のテーマ

批判法学、リーガル・リアリズム（普通の法学者にイチャモンをつける人々）の研究

受講者へのメッセージ

法哲学は非常に自由度の高い分野です。それゆえに逆に難しくなる側面もありますが、そうした難しさも含めて一緒に楽しみましょう。

なお、選考にあたり、万が一応募者が多数となった場合は、書類にて選考しますので、ご容赦ください。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				
参考文献	これからの「正義」の話をしよう	マイケル・サンデル	早川文庫	
	問いかける法哲学	瀧川裕英編	法律文化社	
	あぶない法哲学	住吉雅美	講談社	

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公法	科　目	憲法	担当教員	近藤敦

サブタイトル

主として人権に関する憲法判例の研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

憲法および関連科目の履修が望ましい。

授業の概要と目的

　憲法の主要な判例を素材としながら、4つの班に分かれて、班ごとに報告してもらいます。報告班は、事件の概要、判決の要旨、判例・学説の動向、班としての見解などについて、報告する。報告班以外の受講生は、質問や意見を述べるとともに、一人は司会をつとめる。報告班は、ローテーションで代わり、4回に1回、報告が回ってきます。
　本演習は、具体的な事件を通じて憲法の基本的な知識を習得するとともに、班ごとの協力や親交を深め、論理的な思考力と表現力の涵養に資することを目的とします。

到達目標

21世紀をになう学生の柔軟な思考力を醸成し、社会（官公庁・企業など）に有意な人材を育てたい。

授業計画

憲法判例百選Ⅰの中から、報告班の関心の高い判例順に報告してもらいます。
たとえば、外国人の地方参政権、嫡出性の有無による法定相続分差別、住基ネットの合憲性、プライバシーと表現の自由などの１１５の判例の中から選ぶことになります。憲法判例百選Ⅱにある判例やその他の新しい判例を扱うことも、報告者の関心によっては可能です。

成績評価方法および評価基準

出席、報告、発言などの平常点で判断します。

研究中のテーマ

人権の国際化について研究しています。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

面接は行わず、書類審査のみ行います。
やる気のある学生を歓迎する。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	憲法判例百選Ⅰ［第7版］	長谷部恭男ほか	有斐閣	
参考文献	人権法［第2版］	近藤敦	日本評論社	

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

ゼミの卒業生のゼミ旅行やコンパの写真ですが、肖像権保護のため、本人の承諾を得ていない写真はアイコンを張り付けています。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公法	科　目	憲法	担当教員	植木淳

サブタイトル

憲法判例研究＆自由報告

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

特になし

授業の概要と目的

前期は判例研究の基礎を学び憲法判例研究を行う。特に、過去１０年以内の新しい判例を素材として、従来の条文・学説・判例を基にして議論することを通じ、法的思考能力（リーガルマインド）を修得することを目的とする。
後期は受講者自身が社会問題に関するテーマを設定した上で、自由報告を行い、調査・報告の能力を修得することを目的とする。
前期・後期を通じて、社会問題に関して闊達に議論する経験を積んでいただきたい。

到達目標

判例研究の方法を学ぶとともに、憲法を通じて社会問題を考察する能力を修得する。

授業計画

前期　第１回目に、講義進行に関する説明と担当する判例に関して決定を行う。第2回・第3回目に判例研究の方法に関して概説する。第4回目以降は、受講者の選択した判例に関して、受講者自身に報告してもらい、議論を行う。
後期　第1回目に、講義進行に関する説明を行う。第2回目以降は、受講者の設定したテーマについて自由報告を行ってもらい、討論を行う。

成績評価方法および評価基準

判例報告　４０％　自由報告　４０％　討論参加　２０％

研究中のテーマ

憲法14条「平等原則」及び憲法25条「生存権」

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

専門演習が有意義なものになるか否かは学生の主体性にかかっています。履修希望の方は頑張ってください。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

報告の準備はしっかりと行ってください。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				
参考文献				

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公法	科　目	憲法	担当教員	河北洋介

サブタイトル

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

憲法を履修していることが望ましい。

授業の概要と目的

前期：憲法の判例について報告する。
①事実の概要（下級審での判断も含む）、②判旨のほか、検討として、たとえば、③報告する判例の論理構造、④報告する判例と同様の争点を扱った判例の動向（類似点と相違点などの説明）および報告する判例に関係する学説等を示して、⑤①からの④を踏まえたうえで報告する判例に関する報告者自身の見解などを報告してもらい、その後、受講者全員で討論する。
後期：受講者自身の興味のある憲法に関連する問題について報告する。
たとえば、「なぜそのテーマで報告することにしたのか」などを明らかにした上で、学説や判例、外国の法事情などを基に、自由に報告してもらい、その後、受講者全員で討論する。
前期・後期を通じて、文献を調べることで自ら学び、学んだことについて自らまとめ、考え、自分の意見を他者に伝える力をつけることを目的とする。

到達目標

最終的にゼミ論文を完成させることを目標とする。

授業計画

前期：憲法判例研究
個人で報告することを予定している。受講者に報告したい判例を初回に決めてもらい、二回目以降に報告してもらう予定である。
（初回のゼミの前に、下記のテキストから予め報告したい判例をいくつか探しておく方が良いでしょう。また、下記のテキストに掲載されていない新しい判例を報告することも可能です。）
後期：自由報告
個人で報告することを予定している。受講者に報告したいテーマを初回（あるいは事前）に聞いたうえで、二回目以降に報告してもらう予定である。（設定するテーマは自由です。唯一の条件は、憲法に関連するということです。なお、前期・後期ともに、複数回、報告することになります。）

成績評価方法および評価基準

ゼミへの出席、報告、討論への参加、ゼミ論文の内容などを総合的に評価する。
なお、ゼミへの出席が３分の２に満たない者、ゼミ論文を提出しなかった者のいずれか一つに該当するとき、成績評価は原則「欠格」となる。また、報告担当日に報告しなかった者（欠席した者）も同様とする。理由のない欠席や遅刻をした者は、成績評価の際、大きな減点対象となる。

研究中のテーマ

人権や司法についての研究

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

ゼミで主体的に討論に参加できる方、やる気のある方の参加を希望しています。
面接は行わず、書類審査（申込書や成績表による審査）をします。
申込書に、応募者の意欲や「どのような問題に関心があるか」などゼミへの意気込みとともに、ゼミを選んだ理由などを書いてください。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

ゼミは、多くの文献を自分で調べたうえで報告しないといけないため、大変ではあります。また、討論に参加するため、積極的に発言することも求められます。そのための予習も必要でしょう。大変ではありますが、後に振り返ったときに、ゼミが大学での楽しい思い出の一つといってもらえるようになればうれしいです。行事等については、受講者の意見も聞いて、決めたいと考えています。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	判例プラクティス憲法［第3版］	宍戸＝曽我部編	信山社	
参考文献	リーガル・リサーチ&リポート［第2版］	田髙＝原田＝秋山	有斐閣	ゼミを受講される前に読んでおくと役に立つと思います。

現履修生からのコメント

法学部の皆さん、憲法を探究してみませんか？憲法は、国家の統治に関する法です。難しくはありますが、他の法律とは一味違ってその分研究のしがいがあります！このゼミでは、憲法に関する判例や社会問題を検討していきます。自信がない方でも、判例の読み方から文献の探し方、レジュメの作り方まで河北先生が教えてくださるので問題ありません！また、河北先生は、憲法に関する内容を「一般化」して教えて下さるので、効率良く憲法を学習することができます。なので司法試験や行政書士試験、公務員試験の受験を考えている方にもオススメです！是非ゼミへの参加を考えてみてください！

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公法	科　目	地方自治法	担当教員	渡邊亙

サブタイトル

地方自治の法・しくみ・動向

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

受講に必要な既習科目はとくにありませんが、履修した場合は、私が担当する「地方自治法」の授業を履修してください。
ゼミとの相乗効果により、さらに理解を深めることができます。

授業の概要と目的

前期は、教科書をもとに地方自治法の概要について報告してもらい、質疑応答をつうじて、確実に理解してゆきます。
後期は、地方自治法をめぐる判例および外国の地方自治の動向について報告してもらい、議論をつうじて理解を深めてゆきます。
報告をする際には、事前に担当者と打ち合わせをおこない概要を指示しますので、初めてでも心配はいりません。

到達目標

地方自治の法・しくみ・動向に関する基本的な知識を身につけることに加えて、文書作成、プレゼンテーション、ディスカッションの能力を向上させます。

授業計画

１．前期
自治体の権限、自治体の政治組織、自治体の住民、地方公務員、自治体の活動、自治体の財政、地方分権改革
２．後期
「地方自治（体）とはなにか？」をめぐる理解、地方分権改革の影響、条例制定権の限界、三位一体改革の意義と課題、地方自治体の意義、条例制定権の限界に関する判例、住民訴訟、第一次地方分権改革、市町村合併、いわゆる「都構想」、道州制

成績評価方法および評価基準

担当箇所の報告（５０%）、議論への参加（５０%）

研究中のテーマ

研究テーマの一つに「法律の留保」という公法上の原則があります。地方自治法のなかでは「条例制定権の限界」という問題に関係のある研究です。
この研究をまとめた『法律の留保に関する研究比較』という本を2019年に刊行しました。2019年から2021年まで在外研究でドイツに滞在しており、それをもとに、行政法理論における憲法の意義というテーマに関する研究をまとめる予定です。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

将来地方公務員になることを考えているなど、地元のコミュニティ（都道府県、市町村）に関心をもっている学生の参加を歓迎します。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

ゼミでは、地方自治の法・しくみ・動向について基礎から学んで行くので、事前に必要な学習はとくにありません。
上記のように、地方自治に関する動向に関心をもっていることが大切です。
行事等については未定ですが、ゼミメンバーの希望があれば積極的に行っていきたいと思っています。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	授業中に適宜指示します。			
参考文献	地方自治法講義（第5版）	猪野積	第一法規出版	

現履修生からのコメント

次ページを参照してください。

【演習風景等（フリーフォーム）】

現在14名の履修生からのコメントを一部抜粋します。

・「担当箇所のレジュメを作るだけではなく、発表と共に質疑応答の時間が設けられているので、さらに理解を深めることができるのでとてもよいです。また、自分が担当しなかった箇所も質問を考える上で学びを深めることが出来るので、勉強になりました。」（3年女子）

・「各回の報告資料の作成と発表によって、より地方自治に対する理解を深めることができました。わからない点は、先生がわかりやすく解説してくださったので、わからないままにならずしっかり理解できました。また資料の作成に関しても、先生が修正案を提示してくださり、資料作成の点でもとても勉強になりました。」（3年男子）

・「地方自治についてあまり知らなくても、皆んなの報告や先生の説明によって理解を深めることができました。また、レジュメを作成する機会があり、要点をまとめる練習ができます。作成の際に不安に思うことがあっても修正すべきところを教えてもらえるため、安心してつくることができました。」

・「「ゼミ」と聞くと、専門分野について深く研究をするといったような難しい印象があり、興味のある分野とはいえ不安に思っていましたが、教科書に沿った報告を通じて地方自治の法や仕組み、動向について基礎から丁寧に学ぶことができて良かったです。また、私は海外についても興味があるので、先生がドイツで研究をされていたこともあってか、講義の中で英語に触れることがあったり、国際的なお話を聞かせていただけたりするのにはとても面白さを感じています。そして、渡邊先生があたたかい方であるからかゼミ生も穏やかな人達が集まっていて、居心地の良い落ち着いた雰囲気でゼミに参加することができています。」（3年女子）

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公法	科　目	租税法	担当教員	伊川　正樹

サブタイトル

税法ディベートゼミ ― 大学でのやりがいと生涯の友を求めて

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

必ず「租税法」を３年次に履修すること。また「特設科目B（税理士と学ぶ税の世界）」を履修することが望ましい。

授業の概要と目的

「租税法」の講義が３・４年次配当のため、前期は講義とゼミを同時並行的に行う。講義で扱った内容について、ゼミではその復習をし、より理解を深めることを目的とする。また、ディベートに向けてプレゼン能力を高める取り組みを行う。
後期は、他大学とのディベート大会参加に向けた取り組みを通じて、より深く税法を学ぶとともに、コミュニケーション能力を身につける。
漫然とゼミに参加するのではなく、議論を通じて知識を深めることと、自分の能力を向上させることを目標とするので、積極的に参加する姿勢が不可欠である。
ゼミの仲間同士で学びあい、４年生や大学院の先輩等のアドバイスを受けながら共同作業の重要性、自分の調べたことや考えを他人に伝える方法、人との交わり方など社会人として、あるいは人間として必要な素養を身につけてほしい。

到達目標

税金問題に対する興味を深め、専門性を高めること。また、コミュニケーション能力と社会性を身につけること。

授業計画

前期は「租税法」の講義と並行しながら、法律学や税法学の基礎、プレゼンテーション能力、さらにディベート行うために必要な基礎力を身につける。
後期は、他大学とのディベート対抗試合に向けた準備を通じて、知識とディベート能力の修得を目指す。

成績評価方法および評価基準

ゼミおよびディベートにどれだけ主体的に参加したかという基準で評価する。
そのため、ゼミへの出席は必須である。理由なき欠席や遅刻は減点・除名の対象とする。

研究中のテーマ

主に所得税、特に譲渡所得課税や必要経費について研究を行っている。
また、地方税についても、法定外税や固定資産税、ふるさと納税についても研究している。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

理由志望書には次の事項を必ず記載すること（順不同）
①出身地（都道府県・市町村）と出身高校名、②ゼミの志望理由（税法を学びたい理由よりも、税法ゼミで学びたい理由を中心に）、③将来の進路（予定でも可）、④大学または高校などで所属した部活動やサークル、⑤これまで受けた中で、面白いと感じた授業（理由も含めて）。
面接では、ゼミに対する意気込みと自分の特性をアピールしてください。
楽しい思い出作りや友達作りに加えて、勉強の厳しさも味わってもらいます。やりがいと覚悟を持って臨んでください。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

学生生活の中でこのゼミでやったことが最高の思い出だった、と卒業時に言えるように、ゼミには全力を注いでください。
君たちの本気度を私も本気でサポートします。しっかりと鍛えます。ただし、勉強も大事ですが、友達と楽しくすごすという良い思い出も作ってください。
そのため、中途半端な参加しかできずに他のメンバーに迷惑をかけるくらいなら、このゼミを希望しないでください。
楽しさも経験できますが、楽しいだけではなく、厳しさも含めて、社会に出るために必要なことを経験してもらいます。
なお、選考された場合には、連絡事項があるので、必ず3日以内にigawa@meijo-u.ac.jpまでメールにて連絡をすること。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	よくわかる税法入門（第18版）	三木義一編著	有斐閣	
	租税判例百選（第７版）	別冊ジュリスト	有斐閣	
参考文献	税のタブー	三木義一	集英社インターナショナル新書	
	スタンダード所得税法（第3版）	佐藤英明	弘文堂	
	教養としての「税法」入門	木山泰嗣	日本実業出版社	

現履修生からのコメント

ディベートのためにメンバーと沢山集まって意見を出し合ったりすることで、このゼミだからこそ仲を深めることができます！
今よりもっと大学生活を充実させたい、楽しみたいという方はぜひ一緒に頑張りましょう！

【演習風景等（フリーフォーム）】

伊川ゼミ 租税法

伊川ゼミ概要

税金に関する法律を学びながら、納税者と課税庁と対立した事例を元に全文と関連条文を1つ1つ解釈していき、どちらの立場が正しいのかを検討しています。他大学とディベート大会を通じてより内容の理解を深め、どうすれば相手を納得させられるか、理論付けて説明できるのかチームみんなで協力して考えます。ディベートの経験がなくても大丈夫です！みんな０からのスタート！！

ディベートだけではなく、バレーボール大会や飲み会、クリスマス会など色々なレクリエーションが開催されたりするので楽しい思い出も沢山できます！楽しんでゼミに参加しましょう！

先輩との繋がりも多いので、就活の相談なども沢山できます！みんな優しいので気軽に相談してね！

ゼミ生からの一言

ディベートのためにメンバーと沢山集まって意見を出し合ったりすることで、このゼミだからこそ仲を深めることができます！
今よりもっと大学生活を充実させたい、楽しみたいという方はぜひ一緒に頑張りましょう！

現4年生（第 17 期生）

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公法	科　目	行政法	担当教員	庄村勇人

サブタイトル

個別行政領域における行政法研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

「行政法１」の単位を修得していること、また、3年次に「行政法２」および「地方自治法」を履修することを条件とします。
もし、これらの科目を履修してない者は、選考で選ばれたとしても、ゼミ除籍の対象とすることがあります。

授業の概要と目的

個別行政領域に関する法的問題に関し、文献収集・分析・報告、ゼミでの討論等を通じて、学び、自ら課題を発見できるようになることを目標とします。一つの行政領域の法的問題について分析できるようになれば、別の行政領域を分析する目線ももてるようになります。まずは「個別」を理解、そして「一般」へと視野を広げていくことを目指します。

都市計画・まちづくり行政領域を題材に勉強します。グループを分けて、司会や質問などを担当してもらいます。
具体的な内容はゼミー回目に決める予定ですが、都市計画・まちづくり領域の例としては、都市計画、建築規制、公共施設、公園、景観、空家対策、観光、自然保護、交通、文化財保護、ペット問題などがあります。受講者の志望動機（勉強したい具体的内容）を踏まえて授業内容を設定します。

到達目標

行政法学的視点を身につける。
自らの意見を整理し、口頭・文章で周りの人に伝えられるようになる。

授業計画

＜前期＞
1　授業ガイダンス、自己紹介、年間の活動計画の相談
2　レジュメの作り方、ゼミ内の役割分担決定
3　図書館で文献調査方法学習
4～15　都市計画・まちづくり領域につき報告、討論
＜後期＞
16　ガイダンス
17～30　都市計画・まちづくり領域につき報告・討論　→　最終レポート作成に向けての準備
なお、他ゼミとの交流、フィールドワーク、ゼミ卒公務員の先輩との交流会なども検討しています（コロナの状況による）。

成績評価方法および評価基準

・報告内容、議論への参加状況、出席状況（以上50%）、最終レポート（50%）を総合考慮します。（半期に一人、最低一回は報告）
・病欠・公欠以外の欠席は、一部例外を除いて認めません。（6回以上欠席でゼミ除籍の対象とします。）
・欠席の場合は、事前に必ず連絡をしてください。

研究中のテーマ

行政民間化、情報公開個人情報保護、自然環境保護、地方自治

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

・申込者が15名を超える場合、申込書と成績によって選考します（上限15名）。最も重視するのは申込書における志望動機です。単に「市役所の職員になりたい」という理由だけでは不十分です。都市計画やまちづくりの中で何を学びたいか、どんな点に興味があるかをできるだけ具体的に書いて下さい。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

・まずは、勉強はしっかりしていただきます。行政法を学びたいという方のみ応募ください。
・「メリハリ」を意識します。勉強するときはしっかりする。遊ぶときはしっかり遊ぶ。だらだら過ごさない。
・グループLINEに入っていただきます。
・コロナが収まればとの前提付きですが、球技大会、ゼミコン、ゼミ合宿等を検討しています。ゼミイベントに積極的な方を募集します。
・応募が15名を超えた場合、上記の基準に基づいて選考する予定です。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	独自に資料を配布します。			授業中に指示します。
参考文献				

現履修生からのコメント

・庄村ゼミでは、まちづくりに関する分野について、仲間と議論して学びを深めていきます。1人1人が分野ごとに担当するので、専門性を高めることができます。
また、勉強だけでなく遊びも充実できることが、このゼミの強みです。まちづくりの問題に興味がある方、やりたい事に積極的に取り組める方へオススメです。(T.K)
・庄村ゼミでは、まちづくりに関することであれば、どんな分野でも研究することができます。興味のある分野を主体的に学ぶことができます。資料づくりや発表で学びを深め、ゼミ生からの質問、仲間との議論を通じて、互いに高め合って欲しいです。（H.R）
・庄村先生が、学生間の交流を大切に思ってることもあり、他ゼミとの合同ゼミや四年生との交流会、ゼミコンなどの講義外のイベントも積極的に行われます。とても〝メリハリ〟のあるゼミです。（K.R）

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公法	科　目	行政法	担当教員	北見宏介

サブタイトル

-

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

行政法１を履修（単位取得したか否かは問いません）しており、前期に行政法２を、後期に特設科目A（アドバンスト行政法）を履修することが望まれます。また、関連科目である地方自治法、環境法を履修することを期待します。

授業の概要と目的

　文献の調査・ゼミでの報告・議論を通じて、行政法に関する事項について思考することで、法律学に関する知識の習得をはかり、現実の様々な事象と規範の関係に対する視座を身につけることを目的とします。調査の技術を身につけるために、図書館利用者ガイダンスに参加することを予定しています。通常の講義と異なり、ゼミでは各参加者が１コマの授業を成立させることに重大な責任を負います。したがって、楽に単位だけを取ることに高い価値を置いている人にとっては、ゼミには参加しないほうが合理的です。

到達目標

ゼミ終了時点における各受講者の勉強の成果を、一定の様式（学術論文とほぼ同様の体裁）のレポートで示すことを目標とします。

授業計画

　前期では、行政法の裁判例または学術論文に関して、各受講者に興味あるものを選択の上で、参考文献の調査に基づく報告をしてもらい、それをもとに受講者全員で議論するという進行の予定です。後期には、前期の報告・議論内容も踏まえた上で、各受講者に関心のあるテーマを決定してもらい、前期同様に参考文献の調査・報告・議論を経た上で、最終的にレポートを執筆してもらう予定です。レポート執筆をしてもらうということを除いては、参加者の人数、問題関心等に応じて適宜変更を行うこともあります。また、参加者の「行政法１」の履修状況などによっては、前期においては報告に替えて、何らかのいわゆる演習書を使用した進行を行うこともありえます。ここ数年は、後期に専門演習Ⅱ（北見担当）との合同開催を行っています。

成績評価方法および評価基準

無断欠席等については、大幅に減点せざるを得ません。

研究中のテーマ

行政法学で必ずしも中心的に扱われてこなかった、政府の訴訟活動のあり方を、わが国とアメリカ合衆国との比較検討を中心に行っています。今後の研究の方向性は、このゼミでの報告や議論の内容から影響を受けることが大いにありえます。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

批判的精神と積極性を持った学生の参加を希望しています。自己の経験からは、ゼミというのは相当のエネルギーを要するけれども、その分だけ、得るものも多いと思います。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				適宜、指示します。
参考文献				図書館とそこで利用できるデータベース上に山のようにあります。

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	公 法	科　目	行 政 法	担当教員	笹岡 克比人

サブタイトル

医事行政法演習

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

受講に必要な既習科目は特にありません。最後まで出席・学習する意思を持って申し込んでください。

授業の概要と目的

・医事法（医師の行動規制や医療の提供・制度に関する法）のテキストを講読し、報告と議論を行います。
その際、関連する行政法上の概念をあわせて学習します。
・医療制度等について分析し、報告・議論する能力を習得することが、この授業の目的です。
・なお、合宿などの行事、夏休みの課題、演習レポート（論文課題）は課しません。

到達目標

・テキストの内容について、専門用語を用いてレジュメと口頭で説明できる。
・学問的理論と事実に基づいて自分の考えを説明できる。

授業計画

（前期・後期）テキストに基づく報告・議論

成績評価方法および評価基準

・授業中の報告・議論をもとに評価します。無断欠席をすると大幅に減点されます。
・出席日数が授業日数の7割に満たない場合は、原則として欠格になります。

研究中のテーマ

子どもの健康

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

申込書に次の内容を記載してください。
①この演習を希望する理由
②希望進路
③教員に伝えておきたいこと（もしあれば）

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

感染症対策など、日ごろから医事法関連の時事問題に関心を持ってください。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	別途説明します。			
参考文献				

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	刑事法	科　目	刑法	担当教員	伊藤亮吉

サブタイトル

刑法理論の探求

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

刑法１、刑法２を履修していること（単位取得と同等以上の学力を有すること）。
来年度は刑事訴訟法と刑事政策を履修すること。

授業の概要と目的

前期は刑法上の重要問題の検討を予定している。刑法に関する知識をえるとともに、わかりやすく報告することを目的とする。
後期は東海学生刑法学会に参加するために、ゼミ生が一体となって問題に取り組み、さらなる思考力と論理力を鍛えることを目的とする。
東海学生刑法学会が開催されない場合には、何らかの形で法律討論会を行うことを考えている。
いずれも社会に出たときに何らかの形で有益なものとなって現れるであろう。

到達目標

理論刑法学における重要事項の理解を通じて、基本的解釈力と刑法的思考力を養成する。
ゼミでの議論や刑法理論上の問題点を考察して、場当たり的な発想ではなく、首尾一貫した思考方法、説得力ある論理力を修得する。

授業計画

前期は刑法上の重要問題の検討を予定している。ゼミ生が報告者となって、報告後に全員で検討・討論をする。
後期は東海学生刑法学会の準備にあてる。これは11月末から12月初めの土曜日または日曜日に近隣他大学の刑法ゼミが集まって行われる法律討論会であり、ゼミ生は全員参加するゼミ行事であり、毎年ゼミ生は主体的に難問に取り組んでいる。苦労も多いが、その分、達成感もえられる。
東海学生刑法学会の実施が不可能な場合、前期と同じとするか、別の内容で実施するかはゼミ生と相談をして決定する（令和４年度は、法学部の３刑法ゼミで同様の討論会を行った。令和５年度も同じような討論会を開催する予定である）。

成績評価方法および評価基準

出席（全出席が当然だが、遅刻2回で1回の欠席とし、欠席5回でゼミ除籍とする）、報告（自分の報告寺に欠席した場合はそれだけで合格対象としない）、の２つを合格評価のための前提条件とする（これらの１つでもかければ合格対象としない）。
この２つの内容と授業態度（発言、積極性）、討論会への寄与などで評価する。

研究中のテーマ

刑法理論、特に目的犯について研究している。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

意欲、ゼミでの協調性、積極性、成績（特に刑法の成績）を重視する。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

主体的に勉強すること。友達を作ること。友達と一緒に勉強できる環境を作ること。積極的に行動する勇気を少し出すこと。ゼミ生が一生付き合える関係を築いてもらえれば幸いである。希望により、コンパ（４年生・卒業生との合同も有）、ゼミ合宿、刑務所見学、裁判傍聴などを行う。
刑法学に限らず、何事にも真摯で探求心旺盛な学生、非喫煙者を希望する。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	刑法総論判例５０！	十河太朗ほか	有斐閣	
参考文献				

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	刑事法	科　目	刑法	担当教員	二本柳誠

サブタイトル

刑法の事例問題に挑戦する

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

刑法１及び刑法２の単位を取得していることが望ましい。

授業の概要と目的

指定テキストの事例問題を検討する。具体的には、数人ひと組の３グループ（予定）が、グループで答案を作成し、発表する。その発表について、ゼミ全体で疑問や意見を出し、議論する。授業の目的は、仲間と刑法の議論を交わす場を提供することである。刑法の議論を通じて，刑法の理解を深め，自由で建設的な議論を交わす力を養ってほしい。
令和4年度は，12月10日（土）に名城大学法学部の3刑法ゼミによる討論会が開催された（そのため，後期の授業では，主に討論会の準備を行なった。）。令和5年度も同じような討論会が開催される予定である。

到達目標

刑法の事例問題を解けるようになる。

授業計画

第1回　ガイダンス（自己紹介、くじによるグループ分け）
第2回　担当教員による報告方法のレクチャー
第３回～第４回　授業時間を利用した、グループによる答案作成作業（第5～7回の準備）
第５回～第７回　グループによる発表と議論
第６回～第７回　授業時間を利用した、グループによる答案作成作業（第８回～１０回の準備）
第８回～１０回　グループによる発表と議論
（以下、繰り返し。）

成績評価方法および評価基準

出席・発表・発言の総合判断

研究中のテーマ

私自身は、振り込め詐欺に興味がある（このゼミでは振り込め詐欺を必ずしも扱わない）

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

面接は行わず、書類審査のみ行う。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

・教員からの連絡やゼミ生同士の添付ファイルのやり取りには、Emailを用いる。初回授業時に教員及びゼミ生間でEmailアドレスを交換する。
・卒論は課さない。
・グループによる答案作成作業の始まる第3回授業までに、事例問題の解き方に関する動画（刑法1及び刑法2の授業動画のダイジェスト、4時間程度の予定）を視聴すること。動画のURLは，募集結果確定後に通知する。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	刑法事例演習教材【第3版】	井田良ほか	有斐閣	
参考文献	刑法【第3版】	山口厚	有斐閣	

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

新任教員紹介

法学部　教授
（刑法担当）
二本柳　誠
NIHONYANAGI　Makoto

刑法担当の二本柳誠（にほんやなぎ・まこと）と申します。名古屋市内に、妻と一男一女と住んでいます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、1978年に東京で生まれ、高校卒業後1年間の浪人生活までを、茨城で過ごしました。早稲田大学法学部および同・大学院法学研究科で学び（曽根威彦先生に師事）、同・法学学術院客員研究助手に採用されました。その後、清和大学法学部専任講師を経て、名城大学大学院法務研究科（ロースクール）准教授に着任したのが2011年4月のことです。そして、2019年4月、学内の人事異動により、名城大学法学部教授に任ぜられました。

私の担当する刑法は、犯罪と刑罰に関する法です。刑法は現実の裁判においてどのように解釈されているのか、また、理想的にはどのように解釈されるべきかを、日々研究しています。大学院生時代から、メインの研究テーマは未遂犯論です。最近は、とりわけ、詐欺罪における未遂犯論に興味があります（これに関しては、近時、重要な最高裁の判断が相次いで出されており、学会の議論も活発です）。例えば、特殊詐欺の事案で、警察のだまされたふり作戦が実施された後にはじめて関与した受け子に、詐欺未遂罪の共犯が成立するか、といった問題があります。

我が国の刑法学は、古くから、ドイツの刑法学から多くを学んできました。私も、かねてよりドイツの刑法学を学んでおり、ドイツ留学が夢でした。ありがたいことに、2015年9月から1年間、フライブルクのマックス・プランク外国国際刑法研究所における在外研究の機会を与えていただきました。当時は、EUへの難民の大量流入があり（いわゆる「欧州難民危機」）、また、パリ同時テロ事件が起きるなど、不穏な空気もありましたが、多くの人に支えられて家族みな無事に帰ってくることができました。

好きなことは歩くことです。調子が良いと、小走りになります。フライブルクでフルマラソンを完走したほか、最近は、愛・地球博公園で開催されたスイーツマラソンに家族で参加しました。いつか、ホノルルマラソンに参加するのが夢です。得意なことは、何かをやめることです。これまで、酒とタバコをやめることに成功しました。現在は、お金の無駄遣いをやめることに挑戦中です。

2018年4月より、ご縁があり名城大学バーベルトレーニング部の部長を仰せつかっております。同部を応援していただけましたら幸いです。

名城大学での仕事は今年で8年目になります。改めまして、名城大学の素晴らしい研究環境への感謝を忘れず研究に精進するとともに、名城大学の学生のお役に立ちたいと思っております。法学部懇談会会員の皆様、ご指導ご鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

名城大学法学部懇談会報104号（2019年）収録の自己紹介です。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	刑事法	科　目	刑法・刑事政策	担当教員	萩野　貴史

サブタイトル

刑法学・刑事政策学における諸問題の探究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

刑法１（総論）や刑法２（各論）、刑事訴訟法、刑事政策などの刑事法関連科目を履修していること、あるいはこれから履修することが望ましい。とりわけ刑法や刑事政策については単位取得していることを条件とはしないが、ゼミの学びの中心となるので、学ぶ意欲をもっていることを求める。

授業の概要と目的

第１に、事例問題の検討をディベート形式で行う。協力しながら必要な情報を収集し、自分たちの意見をまとめ、これらを他者に的確に伝えることになる。こうした活動の中で多様な考え方に接することで、自分の考えを深めたり整理したりすることが目的である。
第２に、刑事施設の見学などを行う。たとえば刑務所は、一般に見学する機会はほとんどない。だが、刑事法学を単純に「理論的な世界」の問題と捉えたり、「遠い世界の話」と考えたりすることがあってはならない。刑事施設を体感し、刑務官等の話を聴く中で、刑事法の理解を深めることが目的である。

到達目標

仲間とともにさまざまな活動に取り組むことを通じて、刑事法分野の知識を得るとともに、調査力、文章力、コミュニケーション能力等を高めることが重要な到達目標である。

授業計画

ある一定の事例に対して、検察側と弁護側に分かれて報告を行った後に、参加者全員で自由に意見交換を行う。社会生活を送るうえで、複数の選択肢からいずれかを選ぶ必要に迫られることは少なくない（たとえば就活などでもこれが当てはまる）。その時に重要なのは、選び得る選択肢を明らかにすること、手がかりとなる先例があればその合理性を吟味すること、さらに必要に応じて自らの選択を他者に説得的に伝えること等である。ゼミにおいて、ある問題に対して、学説という選択肢を調査し、手がかりとなる先例（判例）の合理性を吟味し、レジュメ等を用いて報告するのは、こうした能力を高めるためである。
刑事施設については、文字だけで学ぶよりも体験することで記憶に残りやすい点に鑑みて、多様な施設を参観する。ここ数年で実際に、名古屋刑務所や岐阜刑務所、岡崎医療刑務所、名古屋高等（地方）検察庁、名古屋少年鑑別所、瀬戸少年院、名古屋税関等を見学している。

成績評価方法および評価基準

平常点（授業や行事への出欠席を含む）、報告等により評価する。出席は最低限の義務であり（無断遅刻や無断欠席は論外である）、ただ着席しているだけでは評価には値しない。通常の講義科目は「私語禁止」だろうが、演習科目はむしろ「沈黙禁止」である。（むろん、他の参加者の意見を聞くべき時に耳を傾けるのは当然のマナーである。）

研究中のテーマ

担当教員は刑法学、とりわけ不作為犯について研究を行っている。ただし、履修者がこのテーマに興味をもつ必要はまったくない。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

成績は、これまでの学生生活を表す1つの指標としてもちろん評価対象とする。しかし、グループワークや集団行動が中心となるので、ゼミ参加への積極性や周囲との協調性も同程度に評価する。これらの面を評価するために面接を実施している。面接については候補日が本書に記載されているが、希望が偏ると対応できないので、可能な限り速やかに、①第一希望日・時間、②第二希望日・時間を明記して、萩野（hagino@meijo-u.ac.jp）までご連絡いただきたい。早く連絡をいただいた方の希望を優先するが、こちらで調整を加えたうえで面接日を返信する（萩野から返信が来ない場合は、メールが到達していない可能性があるので、恐縮ではあるが再度ご連絡いただきたい）。さらに、翌年度の専門演習Ⅱにおいて卒業論文の執筆を推奨するので、途中で諦めたり投げ出したりせず、2年間履修するという強い意欲をもった方を高く評価する。
なお、ゼミという場で他者と関わり自分の世界や可能性を広げてほしいと考えているため、「施設見学に行きたいだけ」とか、「従来の友人以外と絡みたくない」、「他者と何かを作り上げる議論ではなく、他者を叩き潰す議論を好む（それしかできない）」、「部活やバイトが忙しく、授業の時間外までゼミと関わりたくない」（※多くのゼミ履修者が部活やバイトをしており、両立はもちろん可能である）といった方には、不向きなゼミであるといえる。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

長期休暇（春・夏）のゼミ合宿、施設参観、コンパ等を実施する。これらの行事には、正当な理由がない限り欠席を認めず、成績評価にも影響させる。教員が場を提供してもこれが活用されなければ無意味であり、また、積極的にかかわろうとする皆さんから不満が生じるからである。勉強やコミュニケーションを「得意」としている必要はない。勉強も遊びも「メリハリをつけて全力で取り組んでみたい」という意欲を評価したい。
以上の記述から「厳しい（大変な）ゼミだ」と思うかもしれないが、さまざまなイベントを乗り越えるからこそ得られるものもある。大学生活の過ごし方に「正解」はないが、後半２年間の過ごし方により得られるものが大きく変わるのは確かであろう。当ゼミで得られる経験についてゼミのウェブサイト（詳細は別項目を参照）で活動内容を発信しているので、興味のある方はご覧いただきたい。できることならば、同学年や別学年の履修者と数々のイベントをこなす中で、一生の思い出と仲間をみつけてほしい。卒業後何年経っていても各年のOB・OGが集まって食事をするときなどがあり、そこに呼ばれる機会も少なくないが、社会人になってからも学生時代のゼミの友人たちと再会して騒ぎ、語り合えるというのは本当に良いものだと思う。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				適宜指示する
参考文献				適宜指示する

現履修生からのコメント

このゼミでは仲間たちと最高に充実した時間を過ごすことができます。普段の活動の一貫として行う発表の準備はもちろん、みんなで打ち上げをしたり、長期休みは合宿に行ったりと、多くの時間を同学年のメンバーだけではなく、先輩たちや先生とも過ごすことができます。このように、ゼミ全体の仲が良いのは、この萩野ゼミの大きな魅力の1つだと思います。たくさんの仲間たちとの活動を通して自分の知らないことを知ることができるのもこのゼミの特徴です。ぜひみなさんも一緒に充実したゼミ生活を送りましょう。

【演習風景等（フリーフォーム）】

近年の活動の紹介（一部）

普段のゼミは、模擬法廷教室で行います。
刑法をしっかり学ぶのはもちろんですが、3年生が4年生から就活の体験談を聞く機会なども設けており、学年も超えて幅広い学びの場としています。

学びのコミュニティ創出支援事業の一環として
刑務官の方に特別講義をしていただき、刑務所の実態について学ぶなどしています。
見学前に予備知識を得るために重要です。

刑務所や少年院などにも見学にいきます。実際に体感することで、教室では得がたい知識を得られます。また、複数の施設を比較することで、刑事施設ごとの特徴や役割も理解しやすくなります。（写真は、左が名古屋刑務所、右が瀬戸少年院）

学部のイベントなどでも、学部から要請があればゼミの皆さんの協力を積極的にお願いします。こうした経験の積み重ねが、皆さんを「強く」するのではないかと思います。（写真は、オープンキャンパスで登壇し、大勢の来場者の前で学部紹介を行う様子）

コンパやレクレーションも…！

より詳しくゼミの活動を紹介するページ

※インターネット上で、「名城大学　萩野ゼミ」等で検索し、ゼミウェブサイト内にある「**活動記録**」をご覧ください。
ブログ形式でこれまでの活動をご紹介しています。
※そのほかに、名城大学の学びのコミュニティ創出支援事業の1つである「刑事施設の社会的役割や受刑者の処遇等に関する学習プログラム」にも参加していただくことになります。
（https://www.meijo-u.ac.jp/about/ms26/manabi/activity/）

→右はゼミのウェブサイトのQRコードです。お時間のある時にでもご覧ください。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	刑事法	科　目	刑事訴訟法	担当教員	伊藤博路

サブタイトル

刑事訴訟法の事例研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

来年度の刑事訴訟法を必ず履修してください。その他の刑事法関連科目は履修あるいはこれから履修することが望ましいです。

授業の概要と目的

刑事訴訟法の重要判例について、個別報告・議論を行います。報告者は、事前に十分な準備を行い、レジュメを作成してもらいます。報告者以外の学生も分からない点などについて考えてきてほしいと思います。報告した判例をもとにレポート（ワープロ４０００字程度）を作成してもらいます。ゼミでの学修を通して、事例における問題点を的確に抽出し、刑事訴訟法の基礎知識を踏まえたうえで、自分の意見を述べることができるようになることを目的とします。

到達目標

刑事訴訟法の重要判例を素材に、法的な思考方法を身につけること。

授業計画

職務質問、所持品検査、写真撮影、エックス線検査、GPS捜査などに関する重要判例について、個別報告・議論を行います。ガイダンスにおいて、個別報告の準備に必要な資料の探し方やレジュメの作成の仕方について簡単に説明し、１回目の報告判例（百選事件）を決定したうえで、実際に準備作業をしながら、問題となる事実の抽出の方法、取り上げるべき判例・学説の範囲、判例の射程範囲などについて補足説明を行います（１回目の個別報告に向けて十分な準備ができるように報告は６回目の授業からを予定。刑事訴訟法の学習に慣れるため、講義内容に関する質問時間も設けます）。その後、各回２名ずつ報告してもらいます。報告では、まず、「事実の概要」「判旨」を要約し、「解説」にある検討すべきポイントをまとめる（検討していく論点を示し（「問題の所在」）、その問題（論点）について判例・学説はどのような議論をしているのかを要約し、自分の意見を一言述べる）ことから始め、学習が進んできたら、「参考文献」等の関連資料を収集し、読んで検討すべきポイントに取り込んだうえで、意見（結論）を自分の頭で考えることができるようになることを目標とします。理解を深めることができるよう、適宜まとめの時間も取りたいと考えています。また、レポート作成に向けて、法文書の作成方法の解説時間も設けたいと思います。さらに、裁判員裁判において、覚せい剤営利目的輸入罪の故意はどのように認定されるのか（例えば、金塊だといわれて覚せい剤を輸入した場合）、責任能力の内容はどのように説明されているのか、量刑評議はどのように進められるのかなど、具体的事例を素材に説明・議論し、裁判員裁判における評議を疑似体験できる機会を作ることも予定しています。

成績評価方法および評価基準

授業での報告・発言（６０％）、レポート（４０％）により評価します。遅刻・無断欠席は禁止。議論に参加しない場合も減点します。

研究中のテーマ

刑事証拠法および捜査法。裁判員裁判における量刑の問題についても取り組んでいます。比較法の対象は、アメリカ法。なお、心理学や社会学の視点から犯罪者、被疑者・被告人、警察官などの行動・心理について考察を深めたいと考えています。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

申込書の内容（「希望理由」をしっかり書いて下さい）とこれまでの成績をもとに選考します。この2つの内容によっては、募集定員に満たない場合であっても、不合格となることがあります。答えを教えてもらおうという姿勢ではなく、自ら学び探求して答えを導きだそうという意欲のある学生を求めます。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

個別報告は準備を含めて大変ですが、しっかり取り組みましょう。特に１回目の報告は戸惑うことも多いかと思いますが、サポートに努めます。演習は皆さんが主役です。どのくらい真剣に学習に取り組んだかが、ゼミの成果に直結します。刑事訴訟法の基礎知識がある程度身についていないと議論を行うこと自体が難しくなります。粘り強く基本書や百選事例の読解に取り組んでください。成果を感じることができれば、さらなるやる気につながりますし、うまくいかないところがあっても、次回気を付けるところを見つけることができたということです。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	刑事訴訟法判例百選	井上正仁ほか編	有斐閣	
参考文献				適宜指示します

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

映画やドラマで刑事や犯罪者を扱うものが多いのは、彼らが魅力的な一面を持っているからではないでしょうか。このゼミでは、犯罪に対する手続的対応という側面（刑事訴訟法）を直接的な考察対象にしていますが、心理学や社会学の視点を用いて、被疑者（被告人）や警察官（ときには検察官・裁判官といった）それぞれの立場からその行動原因についても考えてみたいと思います。後期授業（3年次対象）では、担当者の「刑事政策」も開講されます。ゼミでも、特に犯罪心理学のテーマについて可能な限り適宜触れていきたいと思います（個別報告のテーマとすることも可能です。犯罪心理学では、犯罪者を通して、人間の本質や内在する異常性について考察することができるでしょう）。参考までに、テーマとキーワードを挙げておきます。

①犯罪人類学派（ロンブローゾ・生来性犯罪人説、ガロファロ・社会防衛の理論、フェリー・犯罪飽和の原則）／②学習理論（タルド・模倣の法則（模倣説）、サザーランド・分化的接触の理論、下位文化）／③社会的ボンド理論（ハーシ、社会的絆、愛着・努力・没頭・信念、ライフコース理論）／④漂流理論（マッツア、中和の技術、潜在的非行者（drifter））／⑤集団（没個性化、同調・服従、内集団・外集団、アイヒマン実験、刑務所実験、トルネード仮説）／⑥フロイトの精神分析学（ヒステリー、意識・前意識・無意識、自我・超自我・エス、エディプス・コンプレックス、リビドー）／⑦プロファイリングの歴史（切り裂きジャック事件、マッド・ボンバー事件、ボストン絞殺魔事件）／⑧FBI 方式のプロファイリング（連続殺人における秩序型と無秩序型）／⑨地理的プロファイリング（クライムマッピング、距離減衰理論、合理的選択理論、円仮説、重心仮説、バッファーゾーン）／⑩ケース・リンケージ（人格心理学、犯罪者の一貫性仮説、類似事実証拠）／⑪取調べの技法（イノセンス・プロジェクト、虚偽自白、ラポール、自由再生、オープン質問・個別的な質問・クローズド質問、嘘のサイン、しぐさの心理学）／⑫ポリグラフ検査（対象質問法（CQT）、有罪知識質問法（GKT））／⑬目撃証言（被暗示性、事後情報の影響、ラポール、自由再生、オープン質問・個別的な質問・クローズド質問、認知面接、供述弱者、抑圧された記憶）／⑭窃盗（日常活動理論、領域性・監視性・抵抗性）／⑮放火（弱者の犯罪、単独放火、連続放火、円仮説、通勤型）／⑯詐欺（社会心理学、説得的コミュニケーション、コミットメント効果、返報性の心理、特殊詐欺）／⑰人間の思考方法の一側面（基本的帰属錯誤、行為者と観察者の帰属のずれ、しろうと理論）

刑事訴訟法の判例学習では、解釈論が中心になり、論理的思考やバランス感覚（利益衡量のセンス）を身に着けるのに役立ちます。他方で、犯罪心理学に触れることによって、犯罪者を通して、人間の本質や他者とのコミュニケーションについて考察を深めることができるのではないでしょうか。このゼミは、刑事訴訟法を学ぶ意欲があるというのは大前提ですが（予習には時間をかけてしっかり取り組み、授業では積極的な発言が求められます）、（映画・小説・ドラマなどをきっかけに）人間の行動・心理についても考えてみたいという人に向いているように思います。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	刑事法	科　目	刑事訴訟法	担当教員	滝谷英幸

サブタイトル

刑事訴訟法の諸問題

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

少なくとも憲法・刑法の単位を取得していることが条件です。
また、必ず３年前期に私の担当する「刑事訴訟法」の講義を履修してください（当然ながら、形式的に履修登録をしているだけでは足りません。念のため）。

授業の概要と目的

主に刑事訴訟法を学びます。
刑事訴訟法は３年次の配当科目であるため、ほとんどの皆さんにとっては未知の分野であり、ゼミであるからといっていきなり報告や議論をしてくださいといわれても難しいでしょう。そこで、前期の前半は、刑事訴訟法の専門的な知識がなくても（ある程度）取り組むことのできる事実認定の体験を通じて、刑事訴訟の世界になじんでもらいます。前期の後半は、「刑事訴訟法」の講義内容についての理解を深められるよう、判例の原文を読み込みます。
後期に入ったら、履修者のそれぞれが興味をもっているテーマについて、掘り下げた研究を行います（基本的には、４年ゼミ＝専門演習２で取り組む論文のテーマを選び、論文の執筆に向けて準備を進めるという流れを想定しています）。
なお、このゼミでは、論理的思考、文章の作成、ディスカッション等に関する能力を鍛えることを重視します。これらの能力は社会人に必須のもの、いわば「社会人としての基礎体力」ですが、意識的に鍛えなければなかなか伸ばすことができないものでもあります（いずれも本来は法学部生の「お家芸」というべきスキルですが、苦手意識の強い人も少なくないようであり、教員としてもきちんと取り組むべき課題であると考えています）。ゼミでの報告や議論を通して、また希望があればゼミそのものとは別に機会を設けて、学生生活の後半にさしかかる皆さんの役に立つようなトレーニングができればと思っています（刑事訴訟法の学習・研究それ自体に関心のある人はもちろんですが、〔将来刑事訴訟法に関連する進路を選ぶ予定はないけれども〕ゼミでの活動を通して「社会人としての基礎体力」を身につけたいと真剣に考えている人を歓迎します）。

到達目標

刑事訴訟法に関する基本的な知識・理解を得ること。
社会人として求められる論理的思考・文章作成・ディスカッション等の能力を高めること。

授業計画

基本的には「授業の概要と目的」で述べたような形で授業を進めますが、履修者の希望には柔軟に対応したいと思っています。

成績評価方法および評価基準

授業への参加姿勢を総合的に評価します。

研究中のテーマ

もともとは刑法の研究から出発して、刑事訴訟法にも対象を広げています。刑事訴訟法の分野でいうと、刑法と刑事訴訟法の交錯という切り口から、訴因をめぐる問題について考えてきました。最近は捜査や裁判員裁判に関する問題にも関心を持っています。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

志望者に対して面接を行います。志望者は１０月２２日（日）２３：５９までに、面接を希望する旨、滝谷のアドレス（htakiya@meijo-u.ac.jp）へメールしてください（メールの文面もチェックの対象です）。
なお、応募するか否かを検討するための事前質問・相談にも対応しますので、希望者は余裕をもって上記アドレスまで連絡してください（推奨）。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

裁判所・検察庁・刑務所・少年院等、刑事関係の施設の見学を行っています（参加は任意）。
飲み会や合宿などの行事は予定していません（もちろん履修者が主体的に計画する分にはかまいませんが）。基本的に「勉強をするためのゼミ」だと思ってください。「せっかく法学部に入ったのだから、単位をとって終わりではなく、何らかの形で、法学部で学んだ『証』を残したい」という意欲のある学生の参加に期待します。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	必要に応じて適宜指定します。			
参考文献	必要に応じて適宜指定します。			

現履修生からのコメント

前期の前半は、専門的な知識が不要な事実認定に取り組み、ディスカッション後にその内容を検察官の書いた文書等を参考として文章化しました。後半は、教室での講義（「刑事訴訟法」）の応用として、刑事訴訟法（特に捜査の分野）に関する判例の原文を扱いました。その際には「判例の一語一句までその意味を意識するように」等のアドバイスをいただき、判例に慣れるよい機会となりました。
３年生以降の学習内容が中心となるため、未だ興味のある分野を見つけられていない方でも、ゼミ活動に十分ついていけると思います。また、趣味から就活まで先生と様々なお話をさせていただく機会もあり、雑談の楽しさ・面白さを見出せる場にもなっています。

専門演習１（滝谷）追加資料

募集要項には書ききれなかったことを、現履修者と教員からのメッセージという形で書いておきます。応募の際の参考にしてください。

１　現履修者からのメッセージ

Ｑ１：どんな人に向いているゼミだと思いますか？
Ａ：
①文章力を身につけたいと思っている人
議論をするだけでなく、文章を書く機会が多いため、本気で文章を書く力を鍛えたいと思っている人には向いていると思います。
②法律家を志望する人
事実認定など他の授業ではあまり取り上げられない（しかし実務では非常に重要な）内容も扱いますし、先生が実務に関連するお話をされることもあります。法律家という仕事の意味について考えることができるのではないでしょうか。

Ｑ２：このゼミでは何が求められますか？
Ａ：
①課題に対して主体的に取り組むこと
募集要項にもあるとおり、「勉強をするためのゼミ」です。先生からは毎回のようにいろいろな課題が出ますが（「この事例について検討してくるように」、「この判例を読んでくるように」など）、きちんとそれに向き合う姿勢が必要です。
②文章を丁寧に読むこと
判例の原文などを読む機会が多いですが、大雑把に読み流していると先生の突っ込みに対応できません。文章を丁寧に読むことが求められます。
③積極的にコミュニケーションを図ること
他人の話を聴き、自分の意見を伝えるという姿勢がないと、ゼミになりません。上手にできるかどうかは別として、きちんとコミュニケーションをとるという意志は必要だと思います。
④メモをとること
自分で勉強をしたり先生のお話を聴いたりするとき、きちんとメモをとる習慣がないと厳しいです。また、ここでしか聴けない話も多くあるため、メモをとらないともったいないと思います。
⑤「刑事訴訟法」の授業にもきちんと取り組むこと

ゼミは先生の「刑事訴訟法」の授業で学んだことを前提として行われるので、「刑事訴訟法」の授業にきちんと取り組んでいないとゼミについていけません。

⑥最低限の礼儀をわきまえること

「社会人としての基礎体力」の一環です。これができていないと、ゼミ生として扱ってもらえません。

Q３：学生の間では厳しいゼミだという印象もあるようですが、どうでしょうか？

A：他のゼミと比べてハードルが高そうに見えるかもしれませんが、実際は他のゼミとそれほど変わらないと思ってもらってよいと思います。あまり気負わずに参加を検討してください。

２　教員からのメッセージ

Q１：どんな人に向いているゼミだと思いますか？

A：さしあたり、自分の頭でいろいろ（刑事訴訟法のトピックに限らず）考えることが好きな人、文章を読んだり書いたりすることが好きな人には向いていると思います。また、現時点ではそういうことに苦手意識があるけれども、ぜひできるようになりたい、そのために本気で努力する意志がある（「願望」だけでなく「意志」があることが大切です）、という人も大いに歓迎します。

なお、将来法律家を目指しており、ゼミでもそのための勉強をしたいという人もいるかもしれません。もちろんそれはすばらしいことですが、資格試験専用の詰め込み勉強（本来、そんなものは存在しないはずなのですが・・・）にしかまったく興味がない、他のことは時間の無駄、というタイプの人はご遠慮ください。

Q２：このゼミでは何が求められますか？

A：具体的なことは現履修生からのメッセージとして書かれているとおりですが、要するに、（間もなく社会に出ようという）大学生としてのマナーをしっかり守りつつ、主体的に学ぼうとすることが必要です。

Q３：学生の間では厳しいゼミだという印象もあるようですが、どうでしょうか？

A：今年度の現履修者は「他のゼミとそれほど変わらない」といってくれていますが、「楽か、きついか」でいえば、きつい方だと思います（たとえば、「今週は自分が報告を担当する回ではないから、ただ教室に行きさえすればよい」という発想をするタイプの人はやめておいた方がよいでしょう）。

ただ、そもそもゼミというのは楽をするための場ではありません（少なくとも私はそう思っています）。わざわざ望んできついことをするための場です。大切なのは、自分なりの目

的意識をもち、理解し、納得した上で、そのきついことをやれるか、ということでしょう（スポーツのトレーニングなどと同じですね）。

私は学生を甘やかしはしません。しかし、学生が納得できないような苦行を強いることもしません。もちろんこちらからある程度の提案はしますが（募集要項に書いたのは、そうした教員側からの「提案」の内容です）、学生の話を聴き、学生がゼミでの活動を通して何を身につけたいのかを知った上、できるだけ希望に添った形でゼミをコーディネートしたいと考えています。自分を鍛えたいという意志があり、そのために何をすればよいのかを自分なりに考えるという主体性をもった学生の参加に期待します。

3　おわりに

募集要項にも書きましたが、このゼミに関心をもっている人は、応募の前に１度教員と話をしてみることをおすすめします（合っていると思えばこのゼミに応募すればよいし、どうもピンとこなければ他のゼミに応募してください）。

３年ゼミは大学生活の重要なピースです。後悔のない選択をしてください。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民法	担当教員	野口大作

サブタイトル

民法の研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

民法科目を履修済または履修中であること。ゼミ生は、教科書、関連文献・資料等を調査して、レジュメにまとめて発表しなければなりません。
発表者以外のゼミ生も、自分の意見を言えるように予習して授業に臨んでください。

授業の概要と目的

民法全般における重要な分野について、ゼミ生の発表を通じて、民法の授業を復習しながら、判例の基礎的研究を行います。
まず、判例の調査の仕方、判例の読み方など、判例研究の方法論について学習します。
その後、ゼミ生の関心に基づいて、各自の担当判例を決定します。人数が多い場合には、グループ発表としますが、担当者は、教科書や基本書等によって担当判例に関する基礎知識をまとめた上で、判例の事件の概要、審理の経過、最終審の結論と判旨を報告し、関連判例や判例評釈にも触れながら、自らの判例に対する評価・意見を発表します。司会も学生が行い、他の学生は、発表者に対して質問するとともに、自らの予習と照らし合わせながら、議論に参加します。なお、ゼミ生の希望があれば、一つのテーマを研究することもありますし、また、他の分野と交錯する事件やニュースなどを取り上げて他分野のゼミとの共同研究・発表を行うこともあります。昨年度も、後期において、行政法ゼミ（庄村先生のゼミ）と共同研究・発表（知床遊覧船沈没事件、誤送金着服事件、こども園での幼児バス置き去り事件）を行いました。
本ゼミは、民法に関する知識や考え方を学ぶことにより、資格試験（宅建、行政書士、司法書士等）、国家・地方上級公務員試験、法科大学院試験対策になることはもちろん、発表や議論を行うことにより、実社会で求められている、情報収集・調査力、法解釈・分析力、論理的思考・バランス感覚、プレゼンテーション力などを磨き、自分の頭で考えて結論を出す習慣を身につけ、「高度な社会人基礎力」と「実務で使える実用法学のスキル」のマスターを目指します。なお、実社会で長年働いてきた私の経験に基づき、適時適切なアドバイスを丁寧に行いますので、心配する必要はありません。

到達目標

あらゆる社会問題に対して、正義と公平の理念に照らし、法的思考に基づいた適正な判断を自らできる人材を育成する。

授業計画

第1回…ガイダンス、自己紹介による懇親
第2回…取り上げる分野・判例と担当者、ゼミでの役割の決定
第3回…民法の学習方法、判例研究の方法論講義
第4回以下…民法判例に関する担当者による発表と議論、共同ゼミ研究・発表の希望があれば、後期に実施。

成績評価方法および評価基準

レジュメによる発表…７０%、議論への参加…３０%

研究中のテーマ

私の専門分野は民法総則における「法律行為論」（意思表示による錯誤など）が出発点であり、これに関連する契約法（保証、売買、賃貸借など）をはじめ、消費者法関連の研究も行っており、最近では、物権法における所有関係の中でも、マンション法（区分所有関係）に関する研究も行っています。具体的には、保証契約や税負担と錯誤の問題、自殺・殺人事件関連物件の取得や眺望阻害に関する瑕疵担保責任の問題、賃貸借契約終了時における原状回復義務に関する問題、マンションの管理組合や規約違反行為の問題、建物区分所有法改正における問題などです。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

私のゼミをなぜ選ぶのか（なぜ民法ゼミか、なぜ野口ゼミなのか）を明確にした方が良いと思います。その際、民法が身近な法律というだけで、民法ゼミを選ぶのではなく、民法の授業や教科書を通じて、特に関心の持った分野や事件を思い出して、その関心のある分野をもっと勉強したいという学生を望みます。
もちろん、民法のいろんな分野を勉強して、その考え方、授業が楽しくてたまらないという人も歓迎します。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

ゼミは、学生諸君が主体的に積極的に作っていくものだと考えています。ゼミ生が自主的に、勉強会や合宿、学部のスポーツ大会参加、懇親を深める行事の開催（コンパ、ボーリング大会など）を企画して楽しむことを希望します。（「よく学びよく遊べ」「仕事＝勉強」と「遊び」のメリハリとバランスが重要）。ゼミ行事を通じてゼミ生同士や先輩と後輩の交流（コミュニケーションの育成にもつながります）が深まっています。私も楽しいことが好きなので、ゼミ行事には積極的に協力します。なお、ゼミの懇親行事は、あくまでサブ的なものです。メインは、民法の研究ですので誤解しないで下さい。ゼミ生もメリハリをつけて、きちんと勉強・研究していますので、行政書士試験の合格者や難関公務員試験（国家公務員：法務局・厚生労働局、裁判所職員、国税専門官、愛知県庁、名古屋市など）にも複数合格しています。また、先輩などのアドバイスから、公務員や民間企業の就活にも早くから取り掛かり、民間企業では、地方銀行、信用金庫、保険、商社、準公営企業、IT企業などに複数就職しています。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	スタンダール民法Ⅰ～Ⅴ	柳勝司、野口大作ほか	嵯峨野書院	民法で使った教科書・参考書
参考文献	法律学習マニュアル〔第4版〕	弥永真生	有斐閣	
	民法判例百選Ⅰ～Ⅲ	中田裕康ほか	有斐閣	

現履修生からのコメント

私たち野口ゼミは、主に民法を中心に法律の知識の理解を深め、過去の判例を基に研究を進めています。チームでゼミ活動をするため、一人では出来ないことも協力することでより良い資料を作り上げることが出来ます。また、法律を学ぶだけでなく、社会人としてのスキルや立ち振る舞いなどを学んでいます。４年生は社会人になる一歩手前であり、野口先生から厳しいお言葉もありますが、愛のあるご指導をして頂き、日々成長しています。そして、民間・公務員ともに、就職活動のサポートが充実しています。野口先生が直接面接練習をしてくださったり、親身になってESなども考えてくださいました。また先輩方との交流も数多くあり、就職活動の進め方を丁寧に教えていただきました。私自身、ゼミに入るかどうかについて、はじめは悩んでいる時期もありましたが、今思うと、野口ゼミに入ることにより、自分自身成長した部分があり、就職活動のサポートも充実していたため、野口ゼミに入った選択は間違いないと思っています。（現4年生ゼミ長より）

【演習風景等（フリーフォーム）】

野口民法ゼミ

（専門演習Ⅰ・Ⅱ）

［教授］　野口大作

［担当講義］　民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ
基礎演習Ⅰ、応用演習Ⅱ
特設科目Ｂ（マンション法―建物区分所有法）・（千葉修一先生寄付講座「法律入門」）

［ゼミ生］　３年生 15 名（男性９名、女性６名）
４年生 11 名（男性５名、女性６名）

［特徴］

チームでの協力

社会人としての基礎力向上

就職活動へのサポートの充実

・私たち野口ゼミは、民法を中心に法律の知識を深く身に着けることを目標に日々取り組んでおります。それだけでなく、社会に出た時に困らないよう、野口先生から社会人としての考え方や社会の厳しさを教わることで、卒業後、安心して立派な社会人として働けるよう学んでおります。

・就職活動のサポートも充実しています。民間企業、公務員、資格取得といったように３年生・４年生が抱える不安や悩みを野口先生やゼミの先輩方が、親身になって相談してくださいます。

・ゼミならではの行事も数多く実施しております。ゼミ対抗のバレーボール大会やゼミ旅行、ゼミ飲み会といったようにゼミ生全員が仲良くなれるような企画も実施され、友人関係の輪が広がることも間違いなしです。

・私たちは個人で活動するというよりも、チームで活動していくため、チーム全体で一つの資料を成し遂げた時の達成感はなかなか味わうことが出来ない良い経験になると思います。

ぜひ野口ゼミへの参加をお待ちしております。

ゼミの進め方

①各チームで扱う研究テーマの決定（3～4 人）

⇒例）　成年後見制度、相続、安全配慮義務

②レジュメ作成

⇒各チームで決定したテーマを基にレジュメ作成。基礎知識を整理。その後、各判例や学説の違いを理解して、個人とチームの意見をまとめる。チームで活動するため、仲を深めることができ、さらには社会人基礎力を身につけることが可能。

③発表・振り返り

⇒野口教授、ゼミ生からの感想・質問に応答し、ゼミ生全員でテーマに対する理解を深め、卒論に活かす。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民法	担当教員	仮屋篤子

サブタイトル

民法事例問題の研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

２年次終了までに、民法１～３について単位を取得していることが望ましいが、少なくとも一度は履修していること。また３年次に民法４・５・６を履修すること。ゼミ生は、発表時にはレジュメにまとめて発表し、また他のゼミ生の発表時にも、きちんと予習して授業に参加すること。授業時間中に必ず１回以上発言すること。

授業の概要と目的

民法の各分野から、各人の興味のある論点にかかわる判例を取り上げて、発表してもらいます。分野については、財産法・家族法を問いません。また、民法隣接分野（製造物責任法や借地借家法など）でもかまいません。報告担当者（個人またはグループ）は、担当日の１週間前までに発表の概要（簡単なもので良い）を作成し、他のゼミ生はその概要に基づいて予習をしてきてください。担当日には、担当ゼミ生はより詳細なレジュメを用意して報告し、その後全員で自由に討論します。最終的にはレポートをまとめていただきます。

到達目標

具体的な事案から法的な論点を発見・抽出し、それを分かりやすく相手に伝えるカをつける。論理的思考方法を身につけ、対話によって問題の解決をはかるカを身に付ける。文章により、自分の考えをまとめる力をつける。

授業計画

第1回　ガイダンス
第2回　事例（判例）の読み方、担当者、担当回の決定
第3回　報告のやり方、資料の探し方、レジュメの作り方の指導
第4回以降　担当者による発表と議論

成績評価方法および評価基準

出席・報告内容・討論への参加・レポートにより評価する。欠席が多い者（授業回数の３分の１以上の者）は、欠格とする。

研究中のテーマ

不法行為法を研究しています。名誉毀損やプライバシー侵害など、いわゆる人格権侵害について研究していましたが、最近では「損害論」（交通事故などの場合に、いかなる損害が発生しているのか、その算定方法はどのようなものかなど）にも興味を持っています。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

民事法上の問題に興味を持っていること。研究したいテーマを具体的に持っている必要はありませんが、ある程度広い範囲でかまわないので、「契約」や「不法行為」など、研究してみたい対象のイメージを持っていること。積極的に授業に参加できる学生を希望します。定員を上回る応募者がいる場合には、書類により選考します。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

ゼミ生の希望があれば、合宿やコンパなども実施します。なお、ゼミ行事等は学生が主体となって企画してください（そのような経験も、社会に出てから役に立ちます）。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	授業時に指示します。			
参考文献				

現履修生からのコメント

【演習風景等(フリーフォーム)】

これまでの受講生の選んだテーマの例です。このように、自分の興味のある分野について、事例の研究をします。

テーマ
自動車損害賠償保障法
①最判S43・9・24裁判集民事92号３６９頁（子の所有する原付自転車を借り受けて常時自己の営業に使用していた父親の起こした事故についての、子の責任が問われた事例）②最判S50・11・28民集29巻10号1818頁（運転免許すら持たない父親が、子の所有する自動車の名義人となっていた場合に、子の起こした事故について父親の責任が認められた事例）、
近隣騒音
・最判H６・３・２４判時1501号96頁東京都の勧告および命令を無視して工事を行っていた会社に対する差止請求。 ・最判H５・２・２５民集47巻2号643頁（厚木基地第一次訴訟）基地の騒音差止請求 ・最判S４７・６・２７民集２６巻５号１０６７頁
主観的瑕疵概念
最判H22・6・1民集64・4・953　売買契約の目的物である土地に、法令に基づく規制の対象となったフッ素が基準値を超えて含まれていたことが、瑕疵に当たるかどうか。 最判H25・3・22判時2184・33　土地区画整理事業の施行地区内の土地を購入した買主が、売買後に土地区画整理組合から賦課金を課された場合に、売買の当時、買主が賦課金を課される可能性が存在していたことをもって、土地に瑕疵があるといえるか。
瑕疵担保責任の法的性質
最判S37・9・25判時320・14　贋作「朝顔」事件　購入した絵画「朝顔」が贋作であったために、債務不履行を理由に損害賠償を請求した事件。 大判T14・3・13民集4・217タービンポンプ事件　買主の側から瑕疵担保責任負適用を主張。売主がこれに対して不特定物には瑕疵担保責任の規定は適用にならないと争った事件 最判S36・12・15民集15・11・2852　塩釜放送機械事件　放送機械の購入時からの不具合。売主に修理させたが完全にならなかった。そのため買主が解除し代金の返還を求めた事件。
共通の錯誤・錯誤の効果
東京地判Ｈ１４・３・８判時1800号64頁（贋作絵画の売買）、 大阪高判Ｈ２９・４・２７判時2346号72頁（ゴルフ会員権売買）。
動機の錯誤
大判Ｔ６・２・２４民録23輯284頁（受胎した良馬であると思って契約したが、太った駄馬であった。）、 最判28・１・１２平成２６年（受）第１３５１号民集７０巻１号1頁
消費者契約法2条
最判H１８・１１・２７民集60巻9号３４３７頁（大学との在学契約が消費者契約に該当するかが問題となった事例。） 東京高裁H16・5・26金融法務事情1717号74頁 東京高裁H29・11・29判例時報2386号33頁 東京地裁H２３・１１・１７判例時報2150号49頁、判例タイムズ1380号235頁（大学のクラブと旅館との契約が消費者契約にあたるとされた事例）
消費者契約法4条
最判H２２・３・３０裁判集民事233号211頁（金の先物取引委託契約において、断定的判断の提供が問題となった事例。） 大阪地判H23・３・４判時2114号87頁
プライバシー
・東京地判S39・9・28下民集15巻9号2317頁（「宴のあと事件」これも地裁判決であるが、リーディングケースとされている）。 ・最判H６・２・８民集48巻2号149頁（ノンフィクション「逆転」事件　前科の公表・個人情報の公開（１）②に挙げた判例）
期待権侵害
最判H１１・２・２５民集53巻2号235頁 、最判H12・9・22民集54巻7号2574頁
債務不履行解除：信頼関係破壊の法理
①　信頼関係破壊の法理を宣言した最初の判決：最判S２７・４・２５民集6巻4号451頁 ②信頼関係破壊の法理により解除を認めた判決：最判S５０・２・２０民集29巻2号99頁 最判S３９年７月２８日民集１８巻６号１２２０頁
契約終了後の原状回復
最判H２３・３・２４民集65巻2号903頁（敷引きによる場合） 最判H１７・１２・１６判時1921号61頁
抵当権に基づく妨害排除請求
最判H3・３・２２民集45巻3号268頁 最（大）判H11・11・24民集53巻8号1899頁 最判H17・3・10民集59巻2号３５６頁

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民法	担当教員	川元主税

サブタイトル

債権法を学ぶ

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

2年次修了までに民法１～３の単位を取得していることが強く望まれる。未取得者は、自学自習によって同程度の知識を習得していることが必要である。さもないとゼミに応募したことを後悔する羽目になる。また、民法の演習をとる以上は、当然、3年次に民法４・５を履修すべきである。

授業の概要と目的

民法の中で一番面白いのは、おそらく債権法である。なぜなら、私たちのさまざまな法律関係を律する民法の中で、ここが最も民法らしいところだからである。民法の役割は、私たちが自分の自由な意思で法律関係を形成していくための土台や環境を整え、サポートすることにあるが、債権法にはこの性格が最もよく現れている。債権法では個人の自由な意思によってルールを作る場面がたくさんあり、しかもその個人間で作ったルールが、民法の条文に書いてあることに優先することが多い。つまり、国家が定めた法律よりも、自分たちの意思による相互規律が尊重される領域である。
2017年、この債権法が制定以来120年ぶりに大改正された（2019年4月1日から施行）。本演習では、この改正で何が、なぜ、どのように変わったのか、解釈に委ねられた問題は何か、既存の判例法理はどうなるのかなどを、普段の授業や教科書で学ぶよりも一段深く掘り下げ、詰めて考えていく。演習への参加を通して、債権法の知識や理解が深まるのはもちろん、論理的な文章を読み解く力や法的に物事を考え抜く力を鍛えることができるだろう。

到達目標

債権法の知識と理解を深め、その適用によって問題を解決する能力を養う。また、文献・資料の調査方法や、分かりやすく他人に伝えるプレゼンテーションのノウハウ、相手を説得する議論の作法など、社会に出れば当然に要求される技術を身につける。

授業計画

債権法改正で大きく変容した部分を中心に、担当者の報告・全員での討論を基本として考察していく。

成績評価方法および評価基準

出席・報告内容・討論への参加度、レポートなどの平常点による。演習は講義とは異なり、各自が能動的に参加することが求められる。主役はゼミ生である。担当テーマの調査・報告に熱心に取り組み、発表にも工夫を凝らしてほしいし、担当者以外も討論で積極的に発言してもらいたい。

研究中のテーマ

損害賠償の範囲に関する比較法的研究

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

2年前期までの成績（特に民事法科目を重視する）と応募動機による。演習申込書には、これまでの学生生活でどのようなことに力を入れてきたかや、将来の進路などを自分の言葉で具体的に書いてほしい。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

知的好奇心が旺盛で、勉強を楽しむことができる学生の応募を期待する。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	最初の回に指示する。			
参考文献				

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

発表・討論をするなかで、興味を引かれる論点を意識し、専門演習Ⅱで作成するゼミ論文のテーマを発見するよう心がけてほしい。

専門演習Ⅱの継続履修は強制しない。それゆえ、実際にはゼミ論文を執筆することはないかもしれないが、執筆するつもりでテーマを決めておくことは、就職活動で役に立つ。

就職活動の面接では卒業論文について問われることが多く、その際に、たとえ専門演習Ⅱを継続履修していなくても、「うちの学部には卒論はありません」などと答えるのではなく、きちんと卒論のテーマと概要を滑らかに説明する方がよい。

そうした面接でのネタ作りとしても、ゼミを役立ててもらいたい。

2019年度および2022年度は、以下のようなゼミ論文集を完成させた。ゼミ生にとって、大学生活の思い出の一つになったと思う。

【2019年度】

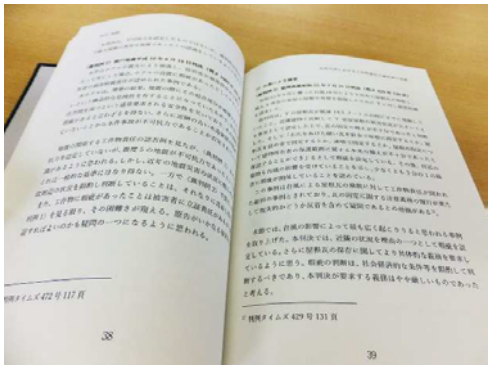

論文題目

公害事件訴訟における共同不法行為の適用例とその考察
— 関連共同性について —
自然災害における工作物責任の減免責の考察
転売禁止商品の転売問題の解決策について
使用者責任と外形理論について
民泊の民事上の問題に関する考察
— 180日制限を超える契約について —

【2022年度】

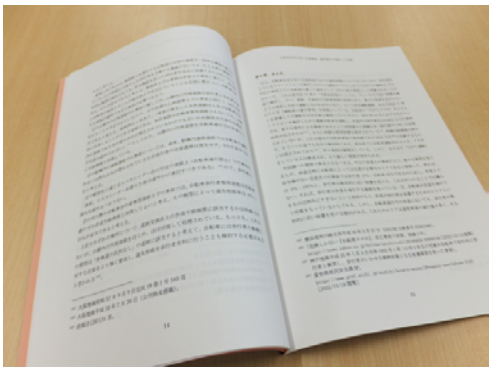

論文題目

自転車対歩行者の交通事故：過失割合の検討
学校の部活動における教師の責任
発達社会における人の始期の近代化

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民法	担当教員	杉浦林太郎

サブタイトル

民法の事例問題の検討

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

報告担当となっている場合にはレジュメを作成して臨むほか、報告の担当となっていなくても、取り上げられる事例を事前に読むなどして、議論に参加できるような準備をして臨むなど、積極的な参加をしてほしい。民法１～３を履修済みで、３年次に民法４と民法５を履修することが望ましい。

授業の概要と目的

複数の解決の考えられうる事例問題や、様々な民法に関係するテーマを題材にし、報告担当者（個人またはグループ）の用意した解答を報告してもらい、その後、全員で自由に議論を行う。

到達目標

問題を発見し、それについての自分の考えをまとめ、相手に伝える能力を身につける。また、他の人の意見を聞き、それを理解し、議論を行いながら、より良い解決方法を探る能力を身に付ける。

授業計画

【前期】
1．ガイダンス
2～4．報告の方法についてのレクチャー
5～14．事例本題の検討
15．後期の授業の進め方と報告の方法についての説明
【後期】
16．後期ガイダンス
17～30．各自の設定した問題についての報告

成績評価方法および評価基準

報告と、授業への参加度で判断する。出席が授業回数の３分の２以下の場合は欠格とする。

研究中のテーマ

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

参加者が多様であることにより議論に多様性が生まれることが期待できるので、応募人数が定員以下であれば原則的には選考は行わない予定である。（希望者が多数であった場合のみ、民法の単位の取得状況や志望理由書等を考慮して選考を行う）

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

スポーツ大会へ参加するほか、適宜合宿や懇親会等を参加学生の希望に応じて行う。
また、他大学や他の民法ゼミとの合同ゼミを行う可能性がある。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				
参考文献				

現履修生からのコメント

ゆっくり、マイペースに勉強をしています。

【演習風景等（フリーフォーム）】

ゼミの雰囲気等は毎年異なるので、あまり書ける書けることがないのですが、
参考までに、昨年選択されたテーマの例を挙げておきます。

賃貸住宅における孤独死の告知義務と損害賠償
抵当権設定後の従物
保証人からの一方的意思表示による保証契約の解除
セクハラに対する責任追及
ボランティア活動と法的責任
子どもを預かったときの責任問題
スポーツ中の事故に対する損害賠償
体罰による死亡事故の責任問題
婚姻意思の存在時期
女性の再婚禁止期間
子供の命名権について
夫婦の氏について
内縁の解消と財産分与
内縁者の居住権
配偶者居住権の法改正
真実遺言が成立した日と相違する日付が記載された自筆証書遺言の効力
赤斜線が引かれた自筆証書遺言について
みずみずしいスイカ事件
金魚電話ボックス事件

このように、民法のゼミは、案外いろいろなことができます。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民法	担当教員	山下　祐貴子

サブタイトル

家族法研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

民法５を必ず履修すること(民法5は月曜日の遅い時間に講義が予定されていますので履修できるかをよく考えたうえで応募してください)。その他の民法科目も履修していることが望ましいです。数人で、民法(家族法)の重要判例についての判例報告を行います。報告者以外も論点について意見を必ず述べてもらいますから、受講者全員が、報告対象の判例について予習をしてください。勉強する意欲のある人を歓迎します。

授業の概要と目的

原則として、『民法判例百選Ⅲ親族・相続［第2版］』（有斐閣）に掲載されている判例（およびそれに関する法制度と理論）について、受講生がレジュメに基づいて報告をし、議論を行います。

検討対象とする判例は、受講生の希望により決定します。判例百選に掲載されている判決文の抜粋や解説を読むだけでなく、第一審判決・控訴審判決も読み、事案を正確に読み取ったうえで、論点を把握し、分析して報告をしてください。報告者でない他のゼミ生も、報告者が報告する判例を事前に学習し、議論に参加できるようしっかり予習しておいてください。

ゼミでの学習を通して、家族法の重要な論点について判例や学説の考え方を正確に理解するだけでなく、議論を通して多角的な視点から、理論的に思考する力を身につけてください。

到達目標

民法（家族法上）の諸制度について、制度趣旨をしっかりと把握し、さらに法理論上の論点についての理解と知識を深めることを目標とします。特に、相続法も親族法(令和6年4月1日施行)も改正されましたので、改正内容とかかわりの深い判例を報告する際には、改正の内容についても学んでもらいます。社会の動きにも注目し、自分の意見を述べられるようになってもらえればと思います。

授業計画

第１回：自己紹介、ゼミの進め方に関するガイダンス
第２回：報告の仕方に関する講義
第３回：デモ報告
第４回 - 第15回：ゼミ生による報告

成績評価方法および評価基準

レジュメに基づく報告70%、議論への参加30%

研究中のテーマ

現在の日本の民法は、子の両親が婚姻している場合と、そうでない場合とで法的な父子関係の確定の仕方を区別しています。その際、必ずしも血縁上つながりのある者の間に親子関係を成立させているわけではありません。私は、これまで法的な親子関係を認定するにあたり、どのような要素が考慮されるのか、またその際に子の利益をどのように確保していくべきかについて、ドイツの親子法と比較しながら研究を進めてきました。研究を進める中で、ドイツでは、法的な父親にはなれなかった血縁上の父親にも様々な権利が認められていることが分かりました。現在は、法的な親子関係の中で「血縁」がどのような意義を持つのかについて関心を持ち、研究を進めています。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

家族法は皆さんにとって非常に身近な分野です。一緒に楽しく家族法について学び、ゼミを盛り上げていただければ嬉しいです。上述した通り、家族法(親族法・相続法)は近年大きく変化しています。こうした社会の動きに関心を持ち、既存の法制度について理解したうえで、様々な視点から検討したい！という人を歓迎します。一緒に勉強できることを楽しみにしています。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

ゼミ対抗バレーボール大会や、希望に応じてコンパ、ゼミ合宿、他大学のゼミとの交流ができればと考えています。昨年度から開始したゼミですので卒業生はいませんが、例えば、家庭裁判所調査官のお話を聞く機会を設けるなど、皆さんの将来につながるような行事もできればと考えています。なお、学校行事(オープンキャンパス等)に積極的に参加してくれる方を大歓迎します。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				
参考文献	民法判例百選Ⅲ親族・相続［第2版	水野紀子ほか	有斐閣	

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

２０２４年度　山下ゼミ

担当：山下　祐貴子

担当講義：法学入門、民法５

研究内容：民法（家族法）

現在のゼミ構成：令和５年度からスタートしたゼミです。
令和５年度は、３年生が15人在籍しています。

ゼミの進め方：原則として、『民法判例百選Ⅲ親族・相続［第2版］』（有斐閣）に掲載されている判例（およびそれに関する法制度と理論）について、受講生がレジュメに基づいて報告をし、議論を行います。

検討対象とする判例は、受講生の希望により決定します。判例百選に掲載されている判決文の抜粋や解説を読むだけでなく、第一審判決・控訴審判決も読み、事案を正確に読み取ったうえで、論点を把握し、分析して報告をしてください。報告者でない他のゼミ生も、報告者が報告する判例を事前に学習し、議論に参加できるようしっかり予習しておいてください。そのためにも、民法5は必ず履修してください。

ゼミでの学習を通して、家族法の重要な論点について判例や学説の考え方を正確に理解するだけでなく、議論を通して多角的な視点から、理論的に思考する力を身につけてください。

募集にあたって：できるだけ皆さんの希望を聞いて、楽しく、関心をもって学んでもらえるような進め方をしたいと思っています。

また、希望に応じて、コンパやゼミ合宿、他大学のゼミとの交流も予定しています！卒業生はいませんが、就職に向けて、裁判所職員の方からお話を聞いたり、将来について考える機会も設けたいです。

皆さんと楽しくゼミ活動ができることを楽しみにしています。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民事訴訟法	担当教員	前田智彦

サブタイトル

判例で学ぶ民事訴訟法

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

原則として「民事訴訟法」を履修済であること。未履修の場合、演習開始前の自習が必要になる。

授業の概要と目的

判例研究の演習を行う。判例百選掲載のものを中心に、判例を題材に民事訴訟法の論点を学ぶ。報告者が、論点・判例のまとめを作成・報告し、教員および他の参加者が質問・コメントするかたちで演習を進めていく。
参加者の意見も踏まえつつ、判例研究に加えて、裁判傍聴・裁判所見学などの学外での研修も加えていきたい。

到達目標

民事訴訟の基本的な原則・構造を理解する。副次的な目標として、判例の検索・参照、レジュメの作成など研究の基本的なスキルを修得する。

授業計画

判例研究：
・教員による論点に関する民事訴訟法の基礎の解説
・報告者による判例に関する報告
・参加者、教員によるコメント、質疑

学外研修：
・名古屋地方裁判所（簡易裁判所）の見学、民事訴訟の裁判傍聴。

レポート（授業時間中、またはWebClass経由で提出）
・各参加者が報告した判例・論点のうち1つを選んでレポートとして文章化する。

成績評価方法および評価基準

平常点７０％（演習への参加状況として、報告者としての報告内容、他の報告者に対するコメント・質問の頻度、内容を考慮する）：定期レポート３０％

研究中のテーマ

・民事訴訟の当事者、代理人弁護士は手続をどのように評価しているか。
・金融商品取引についての指定紛争解決機関など、裁判外の紛争処理手続の実態と司法制度の中で果たす機能。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

成績・単位取得状況で応募者を選考することは予定していないが、選考が必要な場合は「民事訴訟法」履修済の応募者を優先する。
上のように学外研修を行いたいので、企画・立案に積極的な人に参加してほしい。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

民事訴訟法は、訴訟物の範囲（授業序盤で扱う）と判決の効力（授業終盤で扱う）のように、項目間のつながりが多いために、論点を各個撃破できるほかの民事法科目に比べて、理解が難しいといわれる。民事訴訟法を履修済みの参加者も、授業開始前に一度教科書（あるいはノート、講義資料）を通読することを勧めたい。
法学部スポーツ大会などの行事への参加も行いたい。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	民事訴訟法判例百選[第5版]	高橋宏志ほか	有斐閣	
参考文献	重点講義民事訴訟法（上）	高橋宏志	有斐閣	

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民事訴訟法	担当教員	日比野泰久

サブタイトル

民事訴訟法の事例研究

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

民事訴訟法を履修中であるか、すでに履修済みであること

授業の概要と目的

民事訴訟法の事例問題を通じて、民事訴訟法の基礎を学び、あわせて法文書作成の基礎を学ぶことを目的とします。
前期は、教科書の基本問題を中心に学習し、基礎知識の習得に努めます。
後期は、問題ごとに報告担当者を決め、毎回、報告担当者が問題の解説をし、それについて受講者全員で議論します。
最後に、事例問題について各自で解答を作成して提出します。

到達目標

民事訴訟法の事例問題について、報告の仕方および法文書作成の基礎を習得することを目指します。

授業計画

取り扱う項目は、以下の通りです。

第1章　総論
第2章　訴訟の主体
第3章　訴え
第4章　訴訟の審理
第5章　訴訟の終了
第6章　複雑訴訟
第7章　上訴・再審

成績評価方法および評価基準

授業中の報告（３０％）、議論への貢献度（２０％）、作成した解答（５０％）で、総合的に評価します。

研究中のテーマ

民事手続法に関する諸問題

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

・申込書には、①志望理由、②将来の進路希望、③ゼミについての抱負、希望等を記載してください。
・選考にあたっては、申込書の記載を重視します。
・やる気のある学生を歓迎します。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

・民事訴訟法の授業に一生懸命に取り組んで下さい。
・行事については、ゼミ生の自主性にゆだねます。行事についても、積極的に取り組むゼミ生を歓迎します。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	Law Practice 民事訴訟法[第４版]	山本和彦ほか	商事法務	
参考文献	民事訴訟法判例百選［第5版］	高橋宏志ほか編	有斐閣	

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	民事法	科　目	民事訴訟法	担当教員	柳沢雄二

サブタイトル

「眠りの素」よ、さようなら

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

民法Ⅰ～Ⅲ、企業法Ⅰ・Ⅱおよび民事訴訟法を履修済みであること。または、未履修の場合には本演習と並行してこれらの講義を受講することを望みます。

授業の概要と目的

ある人が他の人を裁判で訴えたとしても、訴えた人（原告）が常に勝つとは限りません。裁判所としては、原告の言い分のみならず、訴えられた人（被告）の言い分も聞いたうえで、どちらの主張が正しいのかを判断する必要があります。このような裁判は「手続（プロセス）」に則って行われるため、そこには一定の「ルール」が必要です。民事訴訟法はこういった「ルール」を規律した法律ですので、民事訴訟法を難しく感じるのも無理はありません。昔から「民訴は眠素（みんそ＝眠りの素）につながる」と言われて、学生に敬遠されてきたのも事実です。
しかし、そのような民事訴訟法でも、具体的な裁判の場面では、当事者の思惑が働いたり様々な利害の対立が生じたりするため、興味深い点がいくつも見られます。
そこで、このゼミでは、３年前期は，最高裁判所や大審院の判例を読みながら，民事訴訟（特に第1審の訴訟手続）を理解してもらいます。
また，３年後期は，他大学の民事訴訟法ゼミとの合同ゼミが中心的な行事となります。

到達目標

演習を通じて、判例の読み方を学修します。

授業計画

前期は、第1審の民事訴訟手続の流れを理解してもらうとともに、民事訴訟（特に第1審の訴訟手続）の基本事項について、判例を用いながら説明します。
第1回の講義の時に、取り扱うテーマと判例のリストを示します。
ゼミの進め方としては、基本的に、２週で1つのテーマを取り扱います。
第1週は、対象テーマの基本事項を説明します。その際には、民事訴訟に限らず、民法に関する事項などを質問しますので、それに答えてもらいます。
第2週は、対象テーマに関する，『民事訴訟法判例百選［第６版］』に掲載されている判例を取り上げます。事前に判決文と判例チェックリストをWebClassにアップしますので、判決文を読んだ上で、チェックリストに書き込んできてもらいます。ゼミでは、チェックリストを基に、事実関係の確認・訴訟当事者（原告・被告）の主張・上告理由等に加えて、最高裁や大審院がどのような判断をしたのかに関していろいろと質問します（チェックリストにない質問の場合もあります）ので、それに答えてもらいます。講義終了後に、修正したチェックリストをWebClassで提出してもらいます。

後期の前半は，民事訴訟法合同ゼミ（日程・場所未定）に向けて，エントリーした判例につき担当者を決めて，合同ゼミの準備をしてもらいます。
合同ゼミ終了後は、ゼミの参加人数がある程度（10名超）集まった場合は、民事の模擬裁判を行います。他方で、人数がそこまで集まらなかった場合は、民事訴訟法に関する判例研究を行います。

成績評価方法および評価基準

出席と演習での発言等を総合して評価します。

研究中のテーマ

民事執行法に関する研究を中心的に行っていますが、民事訴訟法や倒産法についても研究を進めているところです。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

積極的に講義に参加する意欲や気力があるかどうかによります。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

講義には、必ず最新の六法（ポケット六法かデイリー六法で十分）を持ってきてください。
また、何らかの理由で講義を休む場合は、必ず事前に連絡をしてください。無断欠席が５回以上になった場合は、理由のいかんを問わず、単位は認めません。
後期に、他大学の民事訴訟法ゼミとの合同ゼミに参加しますので，そのつもりでいてください。
なお、ゼミ合宿については実施することを予定していますが、社会情勢（新型コロナウイルスの感染状況等）に応じて判断します。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	特になし			
参考文献	民事訴訟法判例百選［第６版］	高田裕成＝畑瑞穂＝菱田雄郷編	有斐閣	

現履修生からのコメント

「民事訴訟」と聞いて、難しく考えることはありません。身近に起こりかねない事例も多く、とてもな馴染みやすいです。先生は基礎的なことから教えてくれるので、民法が苦手な人でも大丈夫です。
ゼミ生同士はもちろん、先生も一緒に和気あいあいと授業を受けています。

【演習風景等（フリーフォーム）】

合同ゼミ（2022年10月14日・15日，＠中央大学）

前日打ち合わせ会の様子

合同ゼミ（対面実施）の風景

2ゼミ対戦①（右側がゼミ生）

2ゼミ対戦②

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	企業・社会法	科　目	企業法	担当教員	山本忠弘

サブタイトル

企業法

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

特になし

授業の概要と目的

株式会社は現代の経済社会においてはビジネス活動を行う上で、最高の技術である。演習ではこれらの法律問題を研究する

到達目標

将来、経営者やビジネスマンになるための必要な知識を得ることを目的とする。

授業計画

企業法における各種の制度や諸問題について、判例・学説・実務をふまえて検討する。報告者はあらかじめテーマについて研究し、報告・発表を行う。

成績評価方法および評価基準

演習レポート（５０点）、報告内容（２５点）、出席（２５点）

研究中のテーマ

企業法すべてに関心のあるテーマがある

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

応募内容により選考する。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

研究および親睦に必要な行事を行う予定である。専門演習Ⅱの開講はないため、継続履修を希望する場合は注意が必要である。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				開講時に指示する
参考文献	『商法概論』Ⅰ・Ⅱ	平出・山本編	青林書院	

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	企業・社会法	科　目	企業法	担当教員	長谷川乃理

サブタイトル

-

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

このゼミに参加するための要件は特にありません。ただし、企業法（特に企業法Ⅰ・Ⅱ）を履修していない場合には、ゼミでの報告等ができるよう積極的に自習しながらゼミに臨むことを前提にゼミは進行します。なお、企業法の各講義はもちろん、民法（特にⅠ、Ⅲ）、金融商品取引法、租税法等を履修することは、ゼミでの学習に非常に有用です。

授業の概要と目的

指定するテキスト（会社法の概説書）を参照しながら、①各制度の概要を把握する課題（報告課題）と、②そのテキストの内容についての具体的な問題（演習課題）に取り組みます。まずは制度全体を正確に把握してから、会社の「中の人」、また会社のステイクホルダーはそれぞれどう考えるか、角度を変えつつ、具体的な問題を検討します。また、ゼミでほぼ毎週課題に取り組む中で、「人に伝える」方法、効果的なプレゼンテーションについても身に付けていきます。

到達目標

①商法・会社法上の諸問題について正確に認識し、理解できるようになる。②自らが紛争の当事者となった場合を想定し、商法・会社法の知識を経済活動の実践の場で応用できる基礎的能力を身につける。

授業計画

初回のゼミで３～４人のグループを作り、毎回出される課題（報告課題または演習課題）に取り組みます。グループは前期・後期の交代制で、ランダムに決定します。

成績評価方法および評価基準

報告（内容・方法）：３０％
授業における発言、質問：５０％
出席：２０％（無断遅刻・無断欠席の繰り返しにより、受講資格を失う場合があります）

研究中のテーマ

日本の会社法のみならず、アジア諸国の商事法（特に韓国）につき、関心を持って研究しています。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

自分が「わからないこと」を隠さない人を希望します。ここまでは考えたけれどあとは分からない、のであれば、一緒に考えることができるのがゼミの利点です。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

サブゼミ（とおやつ）、飲み会、ゼミ合宿は自主的な発案であれば歓迎です。２０２３年度は福岡、2022年度は神戸（横浜・鎌倉）、2019年度は北海道（韓国）、2018年度は金沢（福岡）、2017年度は神戸（金沢）2016年度は京都（金沢）、2015年度は横浜（金沢）に行っています（カッコ内は4年ゼミ合宿の行き先）。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	初回のゼミでお話します。			
参考文献				

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

＊学内での長谷川ゼミ（長谷川ゼミのおもて）＊

・基本はグループワークです
・3年ゼミでは①会社法についての本を1冊読み通します
② ①に対応した問題（時事ネタを含む）に解答します
その他、ESのチェック（希望者）や面接の練習も希望があればやります
・実は4年ゼミも結構きっちりやります（基本は持ち上がりです）
（前期は主に就活に対応できるよう新聞記事の分析、
後期は「新しい会社法をつくる」がテーマです）
・たまにゲスト（金融機関やメーカーに就職したOB/OGなど）や差し入れがあります
信用金庫さんの人事担当者のお話など、実務担当者の話を聞くこともあります

ゼミ合宿の休憩中、足湯に浸かってみたり

＊学外での長谷川ゼミ（あくまで裏側）＊

（ゼミ生の希望次第です）

飲み会を開いてみたり

コロナ禍がひと段落したのでバーベキューしてみたり

ゼミ合宿の休憩中、白い恋人パークに遠征したり

時には海を越えて韓国で謎のオブジェと写真を撮ったりしています。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	企業・社会法	企業法	担当教員	濱村　実子

サブタイトル

企業法ゼミ

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

経済、企業に関する関心を持ち、日頃からニュースや新聞等によって情報を収集してください。
会社法、商法に関連する講義を履修していることが望ましいです。

授業の概要と目的

各回2～3名の報告者を決め、経済、企業に関するリサーチと報告を行います。報告者の報告内容に関して、参加者全員でディスカッションを行います。
情報収集、収集した情報の整理、建設的なディスカッションができるようになるためのトレーニングを行います。

到達目標

1．情報を収集し、自ら課題を発見できるようになること。
2．課題に対して理論的なアプローチができるようになること。
3．ディスカッションに積極的に参加すること。

授業計画

履修者と適宜相談。

成績評価方法および評価基準

各自の個別報告（50%）、他のメンバーの報告におけるディスカッションへの参加度合い（50%）で評価します。

研究中のテーマ

受講者へのメッセージ

何を報告テーマとするか、基本的には制限しません。どのような内容であっても、「何が問題なのか」「何を疑問に思ったのか」が明確であればよいです。自分が興味・関心を持続させてリサーチできるテーマを見つけてください。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト				
参考文献				

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	企業・社会法	科　目	労働法	担当教員	柳澤武

サブタイトル

ロールプレイングで労働法の世界を冒険し、合同ゼミで他大学との学術交流を行い、最後は全員がゼミ論文を仕上げる。

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

講義の「労働法」を、前期のうちに受講してください。できるだけ早い時期に、労働法の知識を習得することが望ましいからです。
「社会保障法」の履修もお薦めします。

授業の概要と目的

　前期は自分が興味を持ったテーマに関する報告を行い、参加者全員で議論する。夏休み中に、合同ゼミで発表する準備を行うこともある。後期は、ゼミ論文を作成する。
また、ゼミ教育の一環として「合同ゼミ合宿」を行っており、近隣の大学（今年度は4大学合同：愛知大学、名古屋学院大学、中京大学）の労働法ゼミと実施する。
　詳しいゼミ活動については２ページ目のホームページを参照。

到達目標

個別あるいはグループで報告するカを身につける。ゼミ論文という、一生の記念となるような作品を完成させる。

授業計画

　最初にテーマの決定、報告日程の確定を行う。次に前期は主に、テーマ毎のロールプレイングを全員参加で行う。
他大学との合同合宿は、夏休み中あるいは後期に行うため、その準備も前期の途中と夏休みに行う。
後期は論文テーマを決定し、論文内容についてプレゼンテーションを実施し、参加学生からの質疑やコメントを行う。

成績評価方法および評価基準

ゼミ時間における報告・発言（６０％）と、最後に完成させるゼミ論文（４０％）で評価する。

研究中のテーマ

雇用差別禁止法やアメリカ労働法など。詳しくは上記のホームページを参照

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

生の議論の面白さと論文を書く喜びを味わおう！他大学の学生とも交流しよう！成績だけの選抜は行わず、そういう意欲を求めます。
志望者が少ないときには、全員が合格する場合もあります（ただし白紙の志望理由書は除く）。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

勉強以外にも、スポーツ大会、食事会（お酒が飲めなくてもOK）、合同食事会（他大学と一緒に）、合同ゼミ合宿翌日のレクリエーションなどを通じて、学生相互間（他大学を含む）の交流を深める。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	労働法の講義で指定する教科書			
参考文献	労働法ロールプレイング （こちらは買う必要はありません）	中窪裕也ほか	有斐閣	絶版なので必要な個所をコピー配布します

現履修生からのコメント

2ページ目を参照のこと

【演習風景等（フリーフォーム）】

2023年度のゼミと合同合宿の様子です。

教員のホームページ（これまでのゼミの記録もあり）
http://www.ne.jp/asahi/law/takeshi/

２０２４年度専門演習１

部　門	企業・社会法	科　目	経済法	担当教員	川原勝美

サブタイトル

独占禁止法を中心に経済法の基礎を学ぶ

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

授業の概要と目的

・独占禁止法を中心とする経済法分野について、重要なテーマや事件を取り上げて学習する。

到達目標

独占禁止法・経済法の基礎理論や事件を学び、企業等において活用できる知識の習得を目標とする。

授業計画

・主に独占禁止法に関連するテーマや事件を取り上げて、資料（審決・判例や概説書など）を読んで理解を深める。
・発表者（グループの場合もある）は、与えられた課題について準備学習をして、それに基づいて発表を行う。
・これまでの専門演習では、例えば以下のようなテーマを取り上げました。
・メーカーの流通戦略と独禁法、コンビニエンスストア経営と独禁法、Eコマースと独禁法、営業秘密と不正競争防止法など
・なお、最初の段階では、オリエンテーションとして、独占禁止法についての基礎学習を行います。

成績評価方法および評価基準

平常点（演習への取り組みや発表内容、受講態度）により成績評価します。

研究中のテーマ

独占禁止法における不公正な取引方法について

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

独占禁止法に興味・関心を有する学生であること（予備知識は無くてもかまわない）。志望理由と成績状況により選考します。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

発表やレポートが課された場合には、きちんと学習時間を確保して取り組んでください。
飲み会（食事会）については、ゼミ生同士で話し合って、参加人数・日時が決まった場合には開催されます。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	ゼミの際に1冊指定しますので、購入すること			
参考文献	『はじめて学ぶ独占禁止法』	菅久修一ほか	商事法務	

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	政治学	科　目	政治過程論	担当教員	松本俊太

サブタイトル

学術論文の書き方を学ぶ。そして実際に書く。

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

・「政治学入門」を履修済であることを強く望む。「政治過程論」「現代日本政治」を履修済または同時に履修していることが望ましい。
・２年間でまとまった内容を学ぶことを念頭に置いているので、2025年度も松本担当の「専門演習ⅠⅠ」を受講することが望ましい。
・「データサイエンス・AI入門」「統計学Ⅰ」「統計学ⅠⅠ」などデータ分析系の科目の履修は必須ではないが、これらを学んでいると、自分の関心に応じたデータ分析を行うことができるので、履修を勧める。

授業の概要と目的

「政治過程論」とは、政治の実態を科学的に分析する学問分野である。この分野は、複雑な現象を単純な形で一般化するための「理論」と、それが現実と照らし合わせて正しいかどうかを実証する「方法」の２つの柱によって成り立っている。ところが、前者については担当教員担当の２つの講義（「政治過程論」と「現代日本政治」）で扱っているものの、後者については時間等の事情でほとんど取り上げていない。そこで、この「方法」について学ぶことを、専門演習Ⅰの課題としたい。
１年間の大まかな流れとしては、主に前期から後期の前半にかけて、政治学で用いられている各種の実証分析の方法について学び（詳細は【授業計画】の項目を参照）、主に後期の後半に、そこで学んだ何らかの方法を用いて、独自の研究論題とそれを具体化したリサーチ・デザインを設計する。実定法解釈学と政治学（およびその他多くの社会科学）とでは、思考法や調査法が大きく異なることに留意されたい。法律の勉強に満足している学生は、（どちらが良いかは別として）異質な世界を体験することになるであろうし、法学部に入ったものの法律を学ぶことに不満や限界を感じている学生にとっては、政治学の方に適正を見いだせる可能性がある。

到達目標

政治をはじめとする社会現象一般について、科学的な思考法と実証的な調査を行うための能力を修得すること。最終的には、政治・社会・人間行動全般について自分の頭で考え、積極的に人に伝えるだけの能力を養うこと。これらの能力は、どのような職業においても求められると考えられる。

授業計画

⑴前期の前半は、政治学（および必要に応じて隣接諸分野）における実証の方法について学ぶ。具体的には、基本的な文献の講読を通じて、政治学方法論の概要、特に質的研究と量的研究の間の対立状況を理解することを目指す。
⑵前期の後半は、理論の作り方について、先行研究の収集とレヴュー・事例研究・数理モデルなどの具体的な手法を１話完結方式で学ぶ。
⑶後期の前半は、理論を実証する具体的な方法として、事例研究・比較事例研究・聞き取り調査・世論調査・内容分析・実験といった個別の手法を、１話完結方式で学ぶ。
⑷後期の後半を中心に「演習レポート」として、独自の論題と研究計画を述べた研究計画書を執筆する。この研究計画に沿って各自の研究を進める（最終課題は口頭報告。論文の執筆は任意）ことを、2025年度「専門演習Ⅱの到達目標とする。
⑸全30回のうち数回は、他ゼミとの合同ゼミおよびその準備を行う可能性がある。

成績評価方法および評価基準

授業への参加（発言等）（６０％）演習レポート（３０％。課題が出されない場合は単位不認定）その他平常点・努力点（１０％）

研究中のテーマ

1．アメリカ連邦議会内の政党組織の強化を論じる研究。単著の出版を目指している。
2．日米の首相・大統領のスケジューリングの研究
3．アメリカ連邦政府における立法過程と予算過程の変化
4．アメリカの選挙管理行政の研究

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

書類審査と面接により決定する。これまでの成績だけでなく志望動機も考慮する。志望書は、この演習を選択することで何を学び、どういった目的に役立てることを考えているかを中心に書くことが期待される。
所定の面接の日時に都合がつかない場合は、smatsumo@meijo-u.ac.jp宛にメールを送ること。個別に対面またはZoomでの面接の日時を設定する。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

演習では、勉強をすることと並んで、他の受講生や担当教員と遠慮なくコミュニケーションをとり、集団で学ぶために必要なチームワークを身につけることが大切である。状況が許すようであれば、そのために食事会を数回行う。また、できれば合宿を１回行いたい。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	創造の方法学	高根正昭	講談社現代新書	購入する必要はない
	その他初回講義で配布する			購入する必要はない
参考文献	適宜文献を指定する			購入する必要はない
	その他、適宜コピーを配布する			

現履修生からのコメント

9月25日（月）以降WebClass上で行われる「専門演習Ⅰ募集企画」、および、10月3日（火）～4日（水）に行われるゼミ紹介に、当ゼミも参加します。質問などは、その場で遠慮なく出してください（松本）。

【演習風景等（フリーフォーム）】

【専門演習I(政治過程論・松本ゼミ） よくあるQ&A】

Q:例年の「ゼミ募集企画」で、タワー２階特設ブースにて２年生からよく出る質問（ごく一部担当教員の自作自演）
A:担当教員による回答

Q.いつもはゼミ生の人数はどれくらいですか？
A.この2年間、1～2人という状況が続いていますが、これは異例の少なさです（コロナが原因なのかもしれません）。それ以前の数年は、6人～9人ぐらいです。私は10人前後がいちばん良いと思っていますし、今回もこれくらい集まってほしいと思っていますが、多くても構いません。15人までは受け入れます。

Q.ゼミの雰囲気はどのような感じですか？
A.私は年度の最初に1回飲み会を開くところまでは主導しますが、そこから先は受講生次第です。大体、1回目の飲み会で全員の雰囲気がお互いにわかりますので、そこから自然に形になってゆく・その学年ならではのカラーが出てくる、といったところです。うちのゼミは全体的にきちんと運営していますから、極端に不真面目な学生さんは最初からうちのゼミを選びません。したがって、私があれこれ言うことが原因で雰囲気が悪くなることはおそらくありません（実際、課題の提出遅れなど余程の問題がないかぎり、厳しく言うことはありません）。かといって、学業以外に関心のない学生さんばかりでもありません。大学公認の体育会や文化系の部活動の部員さんも多いと思います。

Q.イベントなどはどれくらいあるのですか？
これも最初の飲み会が終わってからは、受講生に任せています。飲み会やどこかへ遊びに行くことなど、正課外の活動すべて、参加は自由です。当然ながら、受講生だけで集まってもらうこともOKです。ボウリングに行ったりドライブに行ったりもしたこともあります。また、法学部内でスポーツ大会の企画が行われるときは、1チームつくれる人数が集まれば参加しています。コロナによる制限も大分緩みましたので、**<u>今回は積極的に何か企画したい</u>**ところです。

Q.合宿は行うのですか？
3年生「専門演習I」では、できれば合宿（1泊2日or2泊3日）をどこかで行いたいのですが、これも受講生次第です。この数年はコロナウイルスによりとりやめていましたが（本当に困ったものです）、今回は前向きに検討します。また、当ゼミは「ゼミ長」を設けていません。イベントや色々な仕事は、できるだけ均等に割り振るようにしています。合宿については、幹事を希望する受講生を募って、幹事を中心に行き先を自由に提案してもらっています。

Q.上の学年のゼミ生との交流はないのですか？
A.これはケースバイケースです。今のところ予定はしていませんが、3年生または4年生から希望があれば考えます。

Q.他大学との交流はないのですか？
A.これがこのゼミの目下の課題です。他大学と合同ゼミをしようとすると、それだけのために相当の勉強や研究などの時間を費やすことになるので、当ゼミのメインの課題に影響が出ます。簡単な準備で済ませられる合同ゼミのフォーマットを考えているところですが、なかなか実現可能な案が浮かばずに困っています。逆に、うちのゼミに入ってから何か提案して頂いても良いです。

Q.毎週のゼミの課題は、どれくらいの量ですか？
A.ゼミの進め方の定番は、文献を全員で講読して、受講生が交代でその内容を要約したものを報告するものですが、このゼミは、この形式をほぼ採用していません。このゼミでは、まず事前に私が文献（毎週20～40頁ぐらい）を指定し、その文献の内容に関連する問題を3～4問ほど出題します。この問題への回答を各受講生が準備することが予習です。ゼミ本番は、その回答のディスカッションを行いながら、私が文献の内容に関してさらに突っ込んだ解説を行います。この形式だと、学術的な内容の文献でも、受講生全員との議論や私の解説の力を借りながら、理解しやすくなります。3年生の後半ごろからは各自の研究とその内容の報告へと、少しずつ重点が移ります。

Q.２年間続けないといけないのですか？
A.ルール上は、3年生配当「専門演習I」で終わることは可能です。が、下記のとおり、このゼミは2年で1つの研究を行うことを念頭に置いて、1年目から課題を組み立てています。他の受講生との関係を考えても、何も問題がなければ、同じメンバーで2年間続けた方が良いかと思います。

Q.論文を書くと何か良いことがあるのですか？
A.**<u>結論から述べますと、今回から、2年目の論文の執筆は任意とします。が、2年間で1本の研究を行っていただくことは、これまでどおりです</u>**。そもそも大学は研究をするところですから、どこの学部でも卒業研究が最も重視されています。就職活動においても、どのゼミでどのような研究を行っているかは、聞かれると思います。それ以上に大事なこととして、自分の手で研究をひととおり行った体験を経ているのといないのとでは、社会に出てから大分変ってくるのではないかと思います。あと、データ分析系の科目を履修して、この分野に関心をもった学生さんにとっては、そこで学んだことを使って、自分の関心に応じた分析を実践できる機会にもなりますから、うちのゼミはとくにお勧めです。ただ、4年生は人によっては多忙ですから、4年生の最後に2年間続けた研究を口頭で報告してもらうことはしますが、**<u>それを論文の形にするかどうかは、4年生になった時点で考える、ということで良いことにします</u>**。

Q.本当に自分で研究できるのでしょうか？　自信がありません。
A.**<u>「はじめて自分で研究する」という状況は、誰もが経験します。むしろ、うちのゼミは、はじめて研究する人向けに、1から丁寧に解説します。</u>**3年生の4月から、学術的な議論を行うための方法論から具体的な技術の話を、順番に解説します。3年生の後半から各自の研究に入りますが、最初は数行の研究計画書からです。そこから、受講生同士のディスカッションや私からのコメントを踏まえて、少しずつ書き加え、3年生終了時で研究計画書（6,000字以上）を仕上げる、といったスケジュールです。4年生で行う研究は、そのつづきです。

Q.これまでのゼミ生の人たちの研究にはどのようなものがありますか？
A.講義科目でも話をしているように、「政治」というものの範囲は、学生さんが思っているよりも大分広いものです。**<u>現代のことであれば、大体OK</u>**です。過去数年のゼミ生の研究テーマを一部挙げておきます。政策に関することでは「環境政策と世論」「選択的夫婦別姓制度」「高齢者の交通事故」「NPOと行政」、 選挙と政党に関することでは「若者のイデオロギー」「選挙権が拡大してきた原因」「メディアへの信頼とメディアの影響力の関係」 それらには分類されないものとして、「若者の消費離れの実証研究」「学生運動と新左翼」「人口移動の要因」「女性議員比率と人口」などがあります。非常に多様です。

Q.ゼミ生の就職状況はどうですか？
A.私は自分が就職活動をしたことがありませんので、ゼミ生の進路の話はほぼキャリアセンターに任せています。進路を私に報告する必要もありません。ただ、過去のゼミ生の話を聞くかぎり、志望していた進路にきちんと進んでいるケースが多いようです。政治学関連のゼミですので、公務員を志望するゼミ生も多く、そして試験に合格して採用されるケースも少なくありません。あと、教員免許を取得するゼミ生も、2～3年に1人くらいいます。私がゼミ生の進路に関与するとすれば、大学院への進学や、研究など専門知識に関する進路を考えている場合です（先例ありです）。検討されている進路がこれらに該当する場合は、研究を本業とする大学教員である私まで、御遠慮なく御相談ください。

Q.要するに、このゼミの特徴は一言でいうと何ですか？
A.大学は自分で考える能力を養う場所ですから、研究の論題も、ゼミを単位とした課外活動も、**<u>できるだけ受講生に判断してもらう</u>**よう心がけています。プラス、ゼミは集団で何かをする場面も出てきますから、こちらはできるだけ受講生同士で納得がゆくまで議論してもらっています。ゼミにおける教員の仕事は、受講生が自由に考え、行動する手助けをすることです。ですので、こちらとしては、意欲のある学生さんにはできるかぎりのことをしたいと考えています。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	政治学	科　目	行政学	担当教員	髙松淳也

サブタイトル

地域社会の問題の発見と解決

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

２年次までに政治学関連科目（行政学、政治学入門、政治過程論など）を履修しているとより良い。
２年次に行政学を履修していない場合は3年次に履修すること。また、３年次には特設科目B（地方自治論）を履修すること。

授業の概要と目的

ゼミの概要：地域社会の課題を理解し、それを行政がどのように解決するべきかを提案し、議論していく。
進め方：ゼミ生による報告とそれに関する質疑応答。担当教員（髙松）による講義や指導が中心となる。また前期は他大学との合同ゼミにも参加する。

行政学は、社会の課題の発見とその解決策（政策）の提示について、法律にとどまらず、様々な政治・行政の制度、組織（役所の仕組みなど）、世論、関係者の利害、社会経済の状況、歴史的経緯など多様な視点から考えることができる学問分野である。
このゼミではこの行政学の手法を用いて地域社会の課題の発見とその解決策の提案を行っていく。
さらに、地域社会が抱える課題をゼミ生自ら明らかにして改善策を提案することで、社会に出て必要となる問題発見能力、課題解決能力、プレゼンテーション能力を養うことができる。また、合同ゼミで他大学の学生ともディスカッションしていく中で、様々な人に自分の意見を伝え、また相手の意見を理解するコミュニケーション能力を身につける。

到達目標

社会に出て通用する問題発見能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、課題解決能力を身に付ける。

授業計画

前期：合同ゼミや後期の自主研究の準備を進める。
合同ゼミ：6月下旬ごろに行われる近隣他大学（今年は中京、愛大、愛知学院、椙山女学園等8大学10ゼミ、約100名が参加）との合同ゼミに参加する。
　内容…社会的な課題（過去のテーマはコロナ対応、地域社会、移民問題、災害対策、人口減少社会など）に関連する課題文献の内容紹介と解決策の提案。
ゼミ論の準備：図書館の利用方法、資料の収集方法、プレゼンテーションの方法など合同ゼミでの報告や演習レポート作成に必要な技能も習得する。
ゼミ合宿や実地調査をする場合はその準備も進める。

後期：それぞれのゼミ生が興味関心のあるテーマを設定し、それについて自主研究とプレゼンをする。
研究した内容をプレゼンし、ゼミ内で議論する。最終的には演習レポートを執筆する。

成績評価方法および評価基準

ゼミへの出席と積極的な発言が必須。
評価に際しての具体的な考慮事項は合同ゼミの準備、ゼミでの報告、質疑応答での発言、演習レポート

研究中のテーマ

地域における持続可能な公共交通政策のありかた
交通インフラ整備の政治過程

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

志望理由書と成績表を参考に行う。
志望理由書には行政学に興味を持った理由や地域社会のことについてどのようなことに関心を持っているかを中心にゼミでやってみたいことを主に書くこと。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

上記の通り、2014年度から近隣の他大学と合同ゼミに参加している。2024年度も参加予定（6月下旬～7月上旬の土曜か日曜日の予定）。
そのほか、ゼミ生の希望に応じて課外の活動（ゼミ合宿・飲み会等）を行う。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	地方自治入門	入江容子・京俊介	ミネルヴァ書房	4月に配布するので購入の必要はない
参考文献				

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

ここでは、ゼミで使用するテキスト、合同ゼミの様子、ゼミ合宿の風景について紹介します。

ゼミのメインテキスト

特設科目B（地方自治論）のテキストでもある
入江・京［編著］『地方自治入門』を輪読し、
地方自治に関する基礎知識をまず習得します。

合同ゼミの文献

写真のような新書版の書籍を3人程度のグループで読んで
それをまとめ、議論した内容を合同ゼミ当日に発表します。

合同ゼミ当日の風景

ある年の合同ゼミ当日の様子を紹介します。この年は6大学90名が参加しました。
場所は愛知大学名古屋キャンパスでした。

分科会

3ゼミから数人ずつチームを組んで一つのテーマについて議論します。

グループ別セッション

分科会がいくつか集まって、それぞれの分科会の成果を報告します。

全体会

グループ別セッションの優勝チーム同士が参加者全員の前で
プレゼンをし、最優秀チームを決定します。

ゼミ合宿の風景

研究上の必要性やゼミ生からの希望があればそれに応じて夏休みに合宿をしています。
コロナ禍で数年行けていませんでしたが、今年はフィールドワークをかねて高山に行きました。
右の写真は過去に行ったゼミ合宿の様子です。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	政治学	科　目	政治思想史	担当教員	仁井田　崇

サブタイトル

デモクラシーを考える

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

政治思想史の講義を受講していることが望ましいものの、それを必須とはしない。ただし、政治思想に対して何らかの関心を有していることを求める

授業の概要と目的

デモクラシーということばには2000年以上の歴史があり、そして今もなお、政治を語る際にはデモクラシーということばが欠かせない。しかしながら、それが何を意味するのかは、実のところ、いまだにはっきりとしない。ましてやデモクラシーに対する評価となると、賛否両論が渦巻き、いまだに決着の糸口さえつかめていない。

人類の歴史をたどっていくと、デモクラシーには否定的な評価が多かったということがわかる。プラトンやアリストテレスを引き合いに出すまでもなく、デモクラシーは衆愚政治をもたらす危険が大きいとされてきた。また近代以降においては、デモクラシーと全体主義は対義語ではなく同義語なのではないかという疑念さえ示されてきた。デモクラシーを否定した結果ではなく、極端にデモクラシーを推し進めた結果がナチス・ドイツやソ連だったのだ、という主張さえしばしば見れるのである。しかし同時に、チャーチルが「デモクラシーは最悪の政治形態である。これまでに試みられてきた政治形態を除けば」と演説したように、デモクラシーに代わる政治形態を人類はいまだに見つけることができていないし、デモクラシーが現代の私たちに有益な果実をもたらしているのも事実だろう。このように、デモクラシーの評価を定めることはいまもって難しいのだ。

もしそうであるならば、私たちはデモクラシーという道具を自覚的に使用していく必要がある。つまり、デモクラシーを考えることは、デモクラシーの有効性と危険性を深く認識し、現代における政治の意味を考えていくことにもなるのだ。以上が本演習の概要かつ目的である。

到達目標

デモクラシーをめぐる様々な言説を理解し、自分なりにデモクラシーとは何かについて考えを示すことができるようになることを到達目標とする。

授業計画

まずデモクラシーとは何かを考える上でのたたき台として、杉田敦『デモクラシーの論じ方』を輪読することとしたい。それによりデモクラシーを考えるための基礎的な知識と問題意識を身につけてもらうこととする。

次に、宇野重規『保守主義とは何か』、松元雅和『平和主義とは何か』、森村進『自由はどこまで可能か』のどれか一冊を読み進めていきたいと考えているが、それについてはゼミ生諸君と相談の上で決めることとする。できるだけ多くの文献を読破したいと考えているので、そのつもりで臨んでほしい。

その上で後半においては、各自が身につけた問題意識にそって個別研究報告を行ってもらう。具体的には演習レポート提出に備え、そのアイデアと構成について発表をしてもらうこととする。

演習は担当者が報告レジュメを作成して発表を行い、皆で議論するという形式で進める。なお担当はグループで行うことを原則（個別研究報告については一人で行うのを原則）とする。またこれと合わせて、定期的に小レポートを課す予定である。読解力と文章表現力を身につけてもらうためにも、できるだけ多くの課題をこなしてもらうつもりである。学年末提出の演習レポート（ゼミ論文）も当然提出してもらうことになるが、そこで自らの成長を改めて実感してもらえればと考えている。

成績評価方法および評価基準

演習レポートを課すので、その点に注意すること。成績評価は、①演習中の報告（報告レジュメの内容）および討論への参加態度（発言の内容や積極性）、②提出物（小レポートなど）の提出状況と内容、③演習レポートの内容、以上から総合的に判断する（それぞれ６：２：２の比率）。必要な知識の蓄積とその理解度、論理的思考力と表現力を、評価の基準となる重要なポイントとして特に挙げておく

研究中のテーマ

アメリカ・ロシア・日本における民主主義理解・社会主義理解の政治思想史的考察を行っている。ここしばらくは19世紀アメリカにおけるアナーキズムの研究に取り組んでおり、それがロシアや日本におけるアナーキズムとどのように関わっていくのか探っていくことを次の課題としている。

受講者へのメッセージ

※選考ポイント

「より多くを学びたい」というやる気と、課題を必ず仕上げてくるという責任感、他者の主張に「聞く耳」を持っているかどうかを重視する。以上の観点から申込書を検討し、面接での質疑応答にふまえて選考を行う。なお希望者が定員を超えた場合、これらに加えて学業成績も参考にする。そのほか、質問があればメール（tniita@meiio-u.ac.jp）にて気軽に問い合わせをしてほしい。

※その他必要な学習、ゼミでの行事など

とにかく活字を読み、借り物のことばではなく自分のことばで考える癖を身につけてほしい。また、情報を「批判的」「多角的」にとらえるということも心がけてもらいたい。なお、コンパやゼミ旅行についてはゼミ生諸君の希望を尊重しつつ、できるだけ多く開催したいと考えている。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	デモクラシーの論じ方	杉田　敦	ちくま新書	テキストは変更される可能性がある。担当者の指示に注意すること（「授業計画」も参照）。
参考文献				

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

多く寄せられる質問～ゼミ選びの参考にしてください

Q． どういう人がこのゼミに向いているのですか？

A． これまでのＯＢ、ＯＧを見ていると、なぜか個人主義者が多いようです。決して「一匹狼」というわけではないのですが、自分なりのものの見方や考え方を大事にしたいと考えている人が集まってくるように思います。ですから、あえて言えば、こうしたタイプの人が私（仁井田）のゼミには向いているのかもしれません。

Q． ゼミ論文では何を書けばいいのですか？

A． 政治思想史においては、極端なことを言えばありとあらゆることをその分析対象にすることができます。たとえば家族をめぐる諸問題についてはジェンダー論や平等論、近代国家論から考察を加えることができますし、ロックミュージックについては大衆社会論や実存主義、抵抗の論理といったものから考察していくことが可能です。ゲームソフトをオーウェルの小説『1984年』と関連付けて考察し、そこから政治におけるディストピア論をまとめたゼミ生もいました。このように、たいていのテーマは政治思想史における重要トピックと関連がありますので、ゼミ論文のテーマはかなり自由に選択してもらっています。

Q． 他大学のゼミとの定期的な交流はあるのですか？

A． 残念ながらありません。ただしゼミ生の要望に応じて他大学のゼミと交流を行った年はあります。そのあたりは、ゼミ生の皆さんの意向次第です。

Q． 飲み会やゼミ旅行はどのような感じですか？

A． 顔合わせを兼ねた飲み会は毎年、できるだけ行うようにしていますが、それ以降、飲み会をするかどうかはゼミ生の皆さんの要望次第です。ゼミ旅行も同様で、ゼミ生の皆さんの希望に合わせています。近年は企業のインターンシップが夏休みに行われることが多いため、ゼミ旅行ができないというケースも多くなってしまいました。

Q． ゼミ生の構成はどうですか？

A． 年によってかなり違いがありますので何とも言えません。なお、面接の際には応募状況をお知らせすることにしています。

Q． ゼミのＯＢ、ＯＧたちはどのような進路をとっているのですか？

A． 本当にさまざまです。大学院に進学した人や公務員（行政職）になった人、警察官になった人も少なくありません。もちろん民間企業に就職している人もたくさんいます。リップサービスでしょうけれども、ゼミで培ったことがとても役に立っていると言ってくれている人もいますよ。

Q． 選考で課される面接では、どういうことを聞かれるのですか？

A． 面接は私（仁井田）が行います。このゼミで本当にいいのかどうかということと、やる気があるのかどうかということを確認するのが主となります。

他に何か質問があれば、遠慮なく私（仁井田）にメールをお願いします。

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	政治学	国際政治学	担当教員	矢嶋　光

サブタイトル

近現代日本の内政と外交

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

政治学系の諸科目を履修していることが望まれますが、必須ではありません。ただし、日本の政治や外交に対して何らかの興味関心を持っていることが必要となります。そのほかの留意点については、授業の「はじめに」で説明します。

授業の概要と目的

本授業では、近現代における日本の政治と外交の歴史を学び、その将来に対して自分なりの考えを持てるようになることを目的とします。この目的を達成するために、授業の前半では、御厨貴・牧原出『日本政治史講義ー通史と対話』を輪読し、近代以降の日本の政治と外交に関する基本的な知識を養います。後半では、受講生自身の興味関心にしたがって、著名な日本の政治・外交指導者が残した史料を１つ選択し、これを読解します。これらを踏まえて、自ら歴史を考察し、将来の日本の政治や外交がどのように推移していくのか、自分なりの考えを述べられるようになることを目指します。

到達目標

歴史的思考を用いてものごとを分析し、議論できるようになること。

授業計画

第１回　はじめに一本授業の進め方
第２～１５回　近現代日本の政治と外交の歴史を学ぶ一報告者がテキストの担当部分のレジュメを作成して発表し、その後に受講生全員で議論します。
第１６～２９回　史料を読解する一報告者が史料の要約と批評をおこない、その後に受講生全員で議論します。
第３０回　おわりに一史料読解の講評をおこなうとともに、本授業のまとめをおこないます。

成績評価方法および評価基準

課題報告：40%
史料読解報告：40%
討論等の参加状況：20%

研究中のテーマ

外交官・政治家として活躍した芦田均の人物研究からスタートしました。第一次世界大戦直前に外交官となった芦田は、大戦後の新しい外交思想（集団安全保障の理想）に感化されたのですが、現在はもう少し大きな視点に立って、そうした新しい外交思想が当時の日本外交にどのような影響を及ぼしたのか、あるいは、戦後外交にどのようなかたちで継承されたのか、という点を明らかにしたいと考えています。

受講者へのメッセージ

専門演習1は、受講生の報告と討論が中心になりますので、積極的に授業に参加することが何よりも重要になります。また授業のほかに、受講生自身で、日本の政治・外交にゆかりのある場所を探訪するこのゼミならではの旅行を企画してもらうことを予定しています。日本の政治・外交に興味関心があることはもちろん、やる気と主体性を持ってものごとに取り組める学生が応募してくれることを期待しています。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	日本政治史講義一通史と対話	御厨貴・牧原出	有斐閣	
参考文献	授業中に適宜指示します。			

現履修生からのコメント

２０２４年度専門演習Ⅰ

部　門	国際法	科　目	国際法	担当教員	薬袋　佳祐

サブタイトル

国際法研究・国際法務実践

履修上の留意点（受講に必要な既修科目および関連科目等）

2年次前期に「国際法」を受講済みであるか、3年次前期に「国際法」を受講すること。

授業の概要と目的

・（国際法研究）４年次における卒業論文執筆を視野に入れ、国際法に関する研究論文の講読や判例研究を行う。

・（国際法務実践）国際組織、国際NGO、官公庁等と協働プロジェクトを実施し、国際法を実践的に学ぶ（ただし、受講者数が少ない場合は実施しない）。

到達目標

国際法学における先行研究や重要判例についての知見を獲得し、また、国際法務に携わることで、興味を持って積極的に国際法研究に取り組むことができる。

授業計画

・（国際法研究）受講生の興味関心に合わせて指定した研究論文や判例について、ゼミ全体でディスカッションを行う。

・（国際法務実践）受講生が主体となり、協働プロジェクトの管理・運営を行う（演習風景等に関する別紙参照）。

成績評価方法および評価基準

平常点（60%）（授業参加度40%、取組み姿勢20%）、報告内容（40%）

特段の事情のない欠席は一切認めず、無断欠席者には単位を付与しない。

研究中のテーマ

担当教員は、国際法学の中でも安全保障法（平和のためのルール）と武力紛争法（戦争中のルール）の研究を進めており、現在は、戦争違法化現象について関連条約の意義を考察することでその全容を明らかにする作業を進めている。

なお、履修者は、担当教員の研究テーマに限られず、国際法学に関するものであれば、自由に研究テーマを設定することができる。

受講者へのメッセージ

４年次における卒業論文執筆を念頭に、真剣に国際法学の研究を志す学生の履修を期待する。
また、協働プロジェクト等を通じて学外の団体とともに実務に携わる機会があるため、社会常識と積極的に活動に参加する意欲を持っている必要がある。

【選考方法について】
選考にあたっては、面接を実施し、国際法学の研究および実務を行うための適性の有無を確認する。
面接においては、「これから学びたい（研究したい）国際法のテーマについて」発表してもらい、学修意欲等の審査を行う。
なお、応募前の段階において、学習（研究）テーマや演習での活動についての事前相談・面談を受け付ける。興味のある学生は、気兼ねなく担当教員のメールアドレス（kminai@meijo-u.ac.jp）まで連絡して欲しい。

テキスト・参考文献

	書名	著者名	発行所	その他
テキスト	演習初回において指定する			
参考文献				

現履修生からのコメント

【演習風景等（フリーフォーム）】

＜過年度前任校における協働プロジェクトおよび活動内容＞
・赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所へのインターンシップ
・アフリカ開発会議（日本政府主催）へのボランティア参加
・人道支援を考えるイベント（国境なき医師団主催）への参加
・防衛省（統合幕僚監部・市谷駐屯地）見学
・その他、模擬国連や模擬国際裁判を演習内で実施